

商工大臣必要ありと認むるときは配給計畫の變更を命ずることあるべし

別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體第三條又は前條の規定に依り販賣指圖書を交付せんとするときは商工大臣の承認を受けたる配給計畫に従ふべし

第六條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體販賣指圖書を交付したるときは運滞なく左に掲ぐる事項を販賣指圖書に記載したる販賣先に通知すべし通知したる事項を變更したるとき亦同じ

- 一 割當を爲したる石炭の種類別數量
- 二 販賣先に於ける用途
- 三 引渡の時期
- 四 販賣指圖書の交付先

第七條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者(組合員の使用に供する爲常時月額八百五十噸以上の石炭の共同購入を爲す法人たる組合を含む以下同じ)は商工大臣の許可を受けるに非ざれば石炭を購入(本則施行前に爲したる契約に依る受人を含む以下同じ)することを不得す但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

- 一 船舶用品たる石炭を購入するとき
- 二 天災事變其の他已むを得ざる事由あり

たるに因り許可を受けること能はざるとき

第八條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者前條の許可を受けんとするときは四月一日より九月三十日に至る期間に購入する石炭に付ては一月三十一日迄に、十月一日より翌年三月三十一日に至る期間に購入する石炭に付ては七月三十一日迄に許可申請書を商工大臣に提出すべし前項の許可申請書には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 使用場所
- 二 購入せんとする石炭の銘柄別及用途別數量
- 三 受人の時期及場所
- 四 購入先の氏名名稱及住所
- 五 前回許可を受けし購入したる石炭の購入先別、銘柄別及用途別數量及價額
- 六 銘柄別及場所別貯炭數量

第九條 第七條の許可を受けたる者前條第二項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第十條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は第七條の許可を受けて購入したる書を商工大臣に提出すべし

石炭配給統制規則は昭和十四年十月一日より之を廢止す但し同則に違反したる行為に付ては仍從前の例に依る

別表(甲號)

- 昭和石炭株式會社、互助會石炭株式會社、常磐炭礦聯合會、常磐無煙炭同業會、(乙號)若松合同石炭株式會社、東京石炭統制組合、横濱石炭統制組合、靜岡石炭統制組合、名古屋石炭統制組合、京都石炭統制組合、大阪石炭統制組合、神戸石炭統制組合

石油配給統制規則

(昭和十四年九月二十三日) (商工省令第五十六號)

第一條 本則に於て石油とは礦物性の揮發油、煤油、輕油、重油及商工大臣の指定したる礦物性の機油を謂ふ

第二條 石油精製業者、石油輸入業者又は人造石油製造業者は商工大臣の指定したる會社(以下統制會社と稱す)以外の者に石油を販賣(本則施行前に爲したる契約に依る引渡しを含む以下同じ)することを不得す但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 石油の輸出(積戻を除く以下同じ)

る石炭を他人に讓渡することを不得す但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十一條 石炭の生産業者又は販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 生産し又は購入したる石炭の銘柄別數量及價額、約定及受人の年月日並に購入先の氏名稱及住所
- 二 第一條の許可を受け又は販賣指圖書に依り販賣したる石炭の銘柄及販賣先に於ける用途別數量及價額、約定及引渡の年月日、引渡場所並に販賣先の氏名稱及住所
- 三 毎月末に於ける銘柄別及場所別貯炭數量

第十二條 商工大臣必要ありと認むるときは當該官吏をして別表甲號若乙號に掲ぐる株式會社若は團體、石炭の生産業者若は販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者の帳簿其の他の検査を爲さしむることあるべし

地方長官必要ありと認むるときは當該官吏をして石炭の販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者の帳簿其の他の検査を爲さしむることを得

移出又は移入は統制會社に非ざれば之を爲すことを不得す但し見本、標本又は旅客の携帶品たる石油を輸出、移出又は移入する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 統制會社は商工大臣の指定したる石油の販賣業者(以下指定販賣業者と稱す)以外の者に石油を販賣する事を不得す但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 統制會社又は指定販賣業者は毎月の石油の配給計畫を定め豫め統制會社に在りては商工大臣、指定販賣業者に在りては地方長官の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第六條 統制會社又は指定販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 購入したる石油の種類別數量、價格及購入の年月日並に其の賣渡人の氏名稱及住所
- 二 販賣したる石油の種類別數量、價格及

第十三條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體は毎月二十日迄に前月中に其の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者の引渡を爲したる石炭の引渡先別及銘柄別數量及價額を商工大臣に報告すべし

第十四條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者は毎月十日迄に前月中に引渡を爲したる石炭の引渡先別及銘柄別數量及價額並に引渡の年月日を其の株主たる株式會社又は所屬する團體に報告すべし

附則 本則は公布の日より之を施行す但し第十三條及第十四條の規定は昭和十四年十一月一日より之を施行す

昭和十四年九月三十日迄は石炭の生産業者若は販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は第一條、第三條、第四條又は第七條の規定に拘らず商工大臣の許可を受けず又は販賣指圖書に依らずして石炭を販賣し又は購入することを得

常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は昭和十四年十月一日より昭和十五年三月三十一日に至る期間に購入する石炭に付ては昭和十四年八月三十一日迄に第八條の許可申請

販賣の年月日並に其の買受人の氏名名稱
及住所

三 使用したる石油の種類別數量、用途及
使用の年月日

統制會社は前項の帳簿に前項各號に掲ぐる
事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸出したる石油の種類別數量、價格、
輸出先及輸出の年月日

二 移出したる石油の種類別數量、價格、
移出先及移出の年月日

三 移入したる石油の種類別數量、價格、
移入先及移入の年月日

第七條 統制會社又は指定販賣業者は毎月十
日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書
を統制會社に在りては商工大臣に、指定販
賣業者に在りては地方長官に提出すべし

一 前月中に購入したる石油の種類別數量
價格及購入の年月日並に其の賣渡人の氏
名名稱及住所

二 前月中に販賣したる石油の種類別數量
價格及販賣の年月日並に其の買受人の氏
名名稱及住所

三 前月中に使用したる石油の種類別數量
用途及使用の年月日

統制會社は前項の報告書に前項各號に掲ぐ
る事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 前月中に輸出したる石油の種類別數量
價格、輸出先及輸出の年月日

二 前月中に移出したる石油の種類別數量
價格、移出先及移出の年月日

三 前月中に移入したる石油の種類別數量
價格、移入先及移入の年月日

第八條 商工大臣石油の需給を調整する爲特
に必要ありと認むるときは石油の販賣業者
に對し石油の販賣に必要な命令を爲すこ
とあるべし

附 則
本則は公布の日より之を施行す
本則施行の際現に石油精製業、石油輸入業
又は人造石油製造業を營む者は昭和十四年
九月三十日迄は第二條及第三條の規定に拘
らず石油の販賣、輸出、移出又は移入を爲
すことを得但し本則施行後昭和十四年九月
三十日迄に爲したる契約に係る引渡は同年
十月一日以後之を爲すことを得ず
統制會社は昭和十四年十月三十一日迄は第
四條の規定に拘らず石油を販賣することを
得但し本則施行後昭和十四年十月三十一日
迄に爲したる契約に係る引渡は同年十一月
一日以後之を爲すことを得ず

化學工業關係

臨時肥料配給統制法

(昭和十二年九月九日
法律第九十一號)

第一條 政府は支那事變に關聯し肥料の
需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に
必要ありと認むるときは勅令の定むる
所に依り政府の適當と認むる者に對し
肥料の配給統制上必要な事業を行ふ
べきことを命ずることを得

前項の事業を行ふ者の監督其の他に關
し必要な事項は勅令を以て之を定む
第一項の場合に於て政府必要ありと認
むるときは肥料製造業者又は其の組
織する法人に對し命令の定むる所に依
り其の製造又は取扱に係る肥料を第一
項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを
命ずることを得

第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の
需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に
必要ありと認むるときは勅令の定むる
所に依り政府の適當と認むる者に對し
肥料の配給統制上必要な事業を行ふ
べきことを命ずることを得

前項の事業を行ふ者の監督其の他に關
し必要な事項は勅令を以て之を定む
第一項の場合に於て政府必要ありと認
むるときは肥料製造業者又は其の組
織する法人に對し命令の定むる所に依
り其の製造又は取扱に係る肥料を第一
項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを
命ずることを得

第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の
需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に
必要ありと認むるときは勅令の定むる
所に依り政府の適當と認むる者に對し
肥料の配給統制上必要な事業を行ふ
べきことを命ずることを得

前項の事業を行ふ者の監督其の他に關
し必要な事項は勅令を以て之を定む
第一項の場合に於て政府必要ありと認
むるときは肥料製造業者又は其の組
織する法人に對し命令の定むる所に依
り其の製造又は取扱に係る肥料を第一
項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを
命ずることを得

第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の
需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に
必要ありと認むるときは勅令の定むる
所に依り政府の適當と認むる者に對し
肥料の配給統制上必要な事業を行ふ
べきことを命ずることを得

前項の事業を行ふ者の監督其の他に關
し必要な事項は勅令を以て之を定む
第一項の場合に於て政府必要ありと認
むるときは肥料製造業者又は其の組
織する法人に對し命令の定むる所に依
り其の製造又は取扱に係る肥料を第一
項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを
命ずることを得

化學工業關係

第五條の規定は昭和十四年十月三十一日以
前の石油の配給計畫に付ては之を適用せず

石油配給統制規則第二
條の規定に依り會社指
定の件

(昭和十四年九月二十六日
商工省告示第二五三號)

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一
條の規定に依り機械油
指定の件

(昭和十四年九月二十八日
商工省告示第五八號)

スピンドル油

マシン油

台車油

て其の處罰を免ることを得ず

第七條 本法又は本法に基きて發する命
令に依り適用すべき罰則は其の者が法
人なるときは理事、取締役其の他の法
人の業務を執行する役員に、未成年者
又は禁治産者なるときは其の法定代理
人に之を適用す但し營業に關し成年者
と同一の能力を有する未成年者に付て
は此の限に在らず

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
本法は支那事變終了後一年内に之を廢止
するものとす

臨時肥料配給統制法は昭和十二年十一月
二十五日より之を施行す(昭和十二年十
一月二十二日勅令第六百六十八號)

臨時肥料配給統制法施行令

(昭和十二年十一月二十二日
勅令第六百六十九號)

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第一條 臨時肥料配給統制法第一條の適
用を受くる肥料の種類は命令を以て之
を定む

第二條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令は肥料に關する業務を主たる目的とする株式会社にして農林大臣及商工大臣の適當と認むるものに對して之を爲す

第三條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依り命ずることを得べき事業左の如し

一 肥料製造業者又は其の組織する法人より其の製造又は取扱に係る肥料の買入

二 肥料の販賣

三 肥料の輸出、輸入、移出又は移入

四 其の他農林大臣及商工大臣肥料の配給統制上必要と認むる事業

第四條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令を受けたる株式会社(以下單に會社と稱す)其の命ぜられたる事業以外の事業を行はんとするときは農林大臣及商工大臣の許可を受くべし

第五條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り業務規程を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ農林大臣及商工大臣必要ありと認むる

ときは業務規程の變更を命ずることを得

第六條 會社は農林大臣及商工大臣の許可を受けたる價格に依るに非ざれば肥料の買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲すことを得ず但し重要肥料業統制法に依り肥料製造業組合の決定實施する價格に依る買入に付ては此の限に在らず

第七條 會社は農林大臣及商工大臣の許可を受くるに非ざれば肥料の販賣、輸出、輸入、移出又は移入に關し統制協定を爲すことを得ず

第八條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り事業計畫を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第九條 會社の取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、合併並に解散の決議は農林大臣及商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十條 農林大臣及商工大臣は會社に對

し其の命ぜられたる事業の業務及財産の狀況に關し報告を命じ又は検査を爲すことを得

農林大臣及商工大臣は會社に對し其の命ぜられたる事業の業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十一條 農林大臣及商工大臣は會社の決議法令若は定款に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは其の決議を取消すことを得

農林大臣及商工大臣は會社の取締役又は監査役の行爲法令、定款若は業務規程に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは之を解任することを得

取締役又は監査役農林大臣及商工大臣の爲したる命令に違反したるとき亦同じ

附 則

本令は臨時肥料配給統制法施行の日より之を施行す

臨時肥料配給統制法施行規則

(昭和十二年十一月二十四日) (農林・商工省令第三號)

第一條 臨時肥料配給統制法施行令第一條の肥料は硫酸アンモニアとす

第二條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令は之を告示し且會社の各事務所の所在地を管轄する登記所に之を通知す臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令を取消したるとき亦同じ

第三條 會社臨時肥料配給統制法施行令第四條の許可を受けんとするときは許可申請書に當該事業の概要及收支豫算を記載したる書類を添附し之を農林大臣及商工大臣に提出すべし

第四條 左に掲ぐる事項は業務規程を以て之を定むべし

- 一 買入方法に關する事項
- 二 販賣方法に關する事項
- 三 受渡に關する事項
- 四 代金決済に關する事項

化學工業關係

五 取引の違約に關する事項

第五條 臨時肥料配給統制法施行令第六條の許可申請書には申請價格の基礎を明にする書面を添附すべし

第六條 會社臨時肥料配給統制法施行令第七條の許可を受けんとするときは協定事項及統制の組織を記載したる許可申請書を農林大臣及商工大臣に提出すべし

前項の許可申請書には統制協定を必要とする事由を記載したる書面、統制協定を證する書面及協定事項の基礎を明にする書面を添附すべし

第七條 會社は毎年八月一日より翌年七月三十一日に至る期間の事業計畫を定め六月三十日迄に認可申請書を農林大臣及商工大臣に提出すべし但し第一回の事業計畫に付ては臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令ありたる日より一月内に之を提出すべし前項の認可申請書には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 事業計畫の概要
- 二 買入先別買入豫定數量(月別に記載すべし)
- 三 仕出地別輸入及移入豫定數量(月

別に記載すべし)

四 配給先別、配給區域別及月別配給豫定數量

五 仕出地別輸出及移出豫定數量(月別に記載すべし)

第一項の認可申請書には需給推算其他事業計畫設定に關する基礎資料及説明書を添附すべし

第八條 會社は定時總會の會日より一週間前に商法第九十條に掲ぐる書類及株主名簿を農林大臣及商工大臣に提出すべし

第九條 會社は株主總會終結後遅滞なく其の決議録の謄本を農林大臣及商工大臣に提出すべし

第十條 會社は毎月十日迄に其の前月に於ける業務の狀況を農林大臣及商工大臣に報告すべし

會社は毎營業期に於ける業務の狀況を其の營業期經過後遅滞なく農林大臣及商工大臣に報告すべし

第十一條 臨時肥料配給統制法第一條第三項の規定に依る命令を爲す場合に於ては農林大臣及商工大臣は命令に従ふべき者の資格、賣渡先、賣渡方法其他必要な事項を定め之を告示す

第十二條 硫酸アンモニア製造業者は毎年六月三十日迄に其の年八月一日より翌年七月三十一日に至る期間の月別製造豫定數量を農林大臣及商工大臣に報告すべし

第十三條 臨時肥料配給統制法施行令又は本則の規定に依り農林大臣及商工大臣に提出する書類は二通を作成し農林省及商工省に各一通を提出すべし

附則 本則は臨時肥料配給統制法施行の日より之を施行す

硫酸アンモニア増産及配給統制法

配給統制法

(昭和十三年四月二日法律第七十號)

第一條 政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる硫酸アンモニア製造設備の新設又は増設を爲したる硫酸アンモニア製造業者には命令の定むる所に依り設備完成の年及其の翌年より五年間

其の設備を以て營む硫酸アンモニア製造業に付所得税及營業收益税を免除す前項の硫酸アンモニア製造業者其の設備完成前其の設備の一部を以て硫酸アンモニア製造業を營む場合に於ても其の事業に付所得税及營業收益税を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第二條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得税及營業收益税を免除せられたる硫酸アンモニア製造業者には其の免除せられたる事業に對し地方税を課することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 硫酸アンモニア製造業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者が本法に依る所得税及營業收益税免除期間内に在るときは其の期間を承繼す

第四條 第一條第一項に規定する硫酸アンモニア製造業の爲必要な器具又は機械を政府の認可を受け輸入するときには本法施行の日より五年間勅令の定むる所に依り輸入税を免除す

第五條 第一條第一項に規定する硫酸ア

ンモニア製造業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することをを得る事業とし同法を適用す

第六條 硫酸アンモニア製造業者たる株式會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第七條 硫酸アンモニア製造業者たる株式會社は政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず

最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざる時は前項の規定を適用せず

第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず

第八條 政府公益上必要ありと認むるときは硫酸アンモニア製造業者に對し硫酸アンモニア製造設備の増設又は改良

を命ずることを得

政府は硫酸アンモニア製造業者の行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認むるときは日本硫酸株式會社に對し硫酸アンモニア製造設備の新設、増設又は改良を命ずることを得

政府は勅令の定むる所に依り前二項の規定に依り爲したる命令に因り生じた損失を補償す

前項の補償を伴ふべき命令は之に依り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第九條 政府公益上必要ありと認むるときは日本硫酸株式會社に對し硫酸アンモニアの配給統制上又は供給確保上必要なる事業を行ふべきことを命ずることを得

第十條 硫酸アンモニア製造業者及命令を以て定むる硫酸アンモニアの取扱を爲す者は命令の定むる所に依り其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアを日本硫酸株式會社に賣渡すべし

第十一條 政府は硫酸アンモニア製造業者又は前條に規定する硫酸アンモニアの

化學工業關係

取扱を爲す者に對し其の業務及財産の状況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲すことを得

第十二條 日本硫酸株式會社は硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業を營むことを目的とする株式會社とす

第十三條 日本硫酸株式會社の資本は一千万圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得

第十四條 日本硫酸株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第十五條 日本硫酸株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員半数以上又は資本の半額以上若は議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬せざるもの限り之を所有することを得

第十六條 日本硫酸株式會社に非ざるものは日本硫酸株式會社又は類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

第十七條 日本硫酸株式會社に取締役五人以上及監査役二人以上を置く

取締役は株主總會に於て選舉したる候

補者中より政府之を命ず

第十八條 日本硫酸株式會社は左の事業を營むものとする

一 硫酸アンモニアの買入及販賣

二 硫酸アンモニアの輸出、輸入、移出及移入

三 硫酸アンモニアの製造其の他硫酸アンモニアの供給確保上必要なる事業但し硫酸アンモニアの製造は硫酸アンモニア製造業者の行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認めらるる場合に限る

四 其の他硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業

前項第三號又は第四號に掲ぐる事業を營まんとするときは政府の認可を受くべし

第十九條 日本硫酸株式會社は拂込みたる株金額の五倍を限り硫酸債券を發行することを得

硫酸債券を發行する場合に於ては商法第二百九條に定むる決議に依ることを要せず

第二十條 硫酸債券を發行せんとする場

- 合に於ては政府の認可を受くべし
- 第二十一條 政府は硫安債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを得
- 第二十二條 硫安債券は無記名式とす但し應募者又は所有者の請求に因り記名式と爲すことを得
- 第二十三條 硫安債券の所有者は日本硫安株式會社の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す
- 第二十四條 日本硫安株式會社は社債借換の爲一時第十九條の制限に依らず硫安債券を發行することを得此の場合に於ては發行後一月以内に其の社債總額に相當する舊硫安債券を償還すべし
- 第二十五條 日本硫安株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つべし
- 第二十六條 日本硫安株式會社は拂込みたる株金額に對し勅令を以て定むる割合を超えて利益の配當を爲すことを得ず
- 第二十七條 政府は日本硫安株式會社の業務を監督す
- 第二十八條 日本硫安株式會社借入金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし
- 第二十九條 日本硫安株式會社の定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
- 第三十條 日本硫安株式會社は毎營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ
- 第三十一條 日本硫安株式會社は命令を以て定む場合を除くの外政府の認可を受けたる價格に依るに非ざれば硫酸アンモニアの買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲すことを得ず
- 第三十二條 政府は日本硫安株式會社の業務に關し監督上必要な命令を爲すことを得
- 第三十三條 政府は日本硫安株式會社監理官を置き日本硫安株式會社の業務を監視せしむ
- 第三十四條 日本硫安株式會社監理官は何時にても日本硫安株式會社の帳簿書類、金庫其の他の物件を検査することを得
- 日本硫安株式會社監理官必要と認むるときは何時にても日本硫安株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得
- 日本硫安株式會社監理官は株主總會其の他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得
- 第三十五條 政府は日本硫安株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得
- 第三十六條 重要肥料業統制法第十條第一項の規定は日本硫安株式會社に付ては之を適用せず
- 第三十七條 第九條の規定に依る命令又は第十條若は第三十一條の規定に違反したる者は五千圓以下の罰金に處す
- 第三十八條 第八條第一項又は第二項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す
- 第三十九條 第十一條の規定に依る報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す
- 第四十條 人又は法人の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命

- 令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず
 - 第四十一條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず
 - 第四十二條 左の場合に於ては日本硫安株式會社の取締役又は其の職務を行ふ監査役を百圓以上二千圓以下の過料に處す
 - 一 本法に依り認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時
 - 二 第十八條第一項の規定に依らずして業務を営みたる時
 - 三 第十九條の規定に違反し硫安債券を發行したるとき
 - 四 第二十四條の規定に違反し硫安債券の償還を爲さざる時
 - 五 第三十二條の規定に依る命令に違反したるとき
 - 第四十三條 第十六條の規定に違反した
- 化學工業關係
- る者は十圓以上百圓以下の過料に處す
- 第四十四條 非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を準用す
- 附 則
- 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
- 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依り硫酸アンモニアの配給統制上必要な事業を行ふべきことを命ぜられたる株式會社は命令の定むる所に依り商法第二百九條に定むる株主總會の決議を以て之を日本硫安株式會社と爲すことを得
- 前項の場合に於ては同時に名稱の變更其他定款の變更の決議を爲し且第十七條第二項の取締役候補者の選舉を行ふことを要す
- 前二項の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
- 第二項の決議なき場合に於ては政府は設立委員を命じ日本硫安株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ
- 設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし
- 前二項に定むるものの外日本硫安株式會社の設立に關し必要な事項は勅令を以て之を定む
- 登録税法第六條第一項第十一號中「東北興業債券」の下に「硫安債券」を加ふ
- 硫酸アンモニア増産及配給統制法は昭和十三年七月十一日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十五號)
- 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行令**
- (昭和十三年七月九日勅令第四百九十六號)
- 第一條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可は硫酸アンモニア製造工場毎に之を爲すものとす
 - 第二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の硫酸アンモニア製造設備は新設のものに在りては製造能力一年五萬噸以上、増設のものに在りては製造能力一年二萬噸以上の能力を有することを要す
 - 第三條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條の規定に依り所得税又は營業收益税の免除を受けんとする者は所得

税法第二十四條又は營業收益税法第一條の規定に依り所得税又は純益金額を申告するとき硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けたることを證する書類を添附し其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の場合に於て所得税及營業收益税の免除を受くべき事業より生ずる所得又は純益と其の他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

第四條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき器具又は機械は商工大臣及農林大臣の定むる物品にして豫め商工大臣及農林大臣の認可を受け輸入するものに限る

第五條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受けんとする者は輸入申告書に前條の認可を受けたることを證する書類を添附すべし

輸入申告は硫酸アンモニア製造業者の名を以てすることを要す

第六條 輸入税の免除を受けたる器具又は機械を硫酸アンモニア増産及配給統

制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣及農林大臣の認可を受け其の旨税關に申告することを要す

第七條 輸入税の免除を受けたる器具又は機械を輸入の日より三年以内の目的たる用途又は前條の規定に依り認可を受けたる他の用途に供せざる時は其の輸入税を追徴す但し已むを得ざる事由に因り其の期間の延長に付商工大臣及農林大臣の認可を受け其の旨税關に申告したるときは此の限に在らず

第八條 日本硫酸株式會社の利益の配當は拂込みたる株金額に對し年百分の六を越ゆることを得ず

附 則

本令は硫酸アンモニア増産及配給統制法施行の日より之を施行す

硫酸アンモニア増産及配給統制法施行規則

(昭和十三年七月九日)
(商工農林省令第一號)

第一條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の期間は認可の日より三年以内の間に於て商工大臣及農林大臣之を定む

前項の期間は商工大臣及農林大臣已むを得ざる事由ありと認むるときは之を延長することあるべし

第二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし

- 一 工場名稱及位置
- 二 製造設備及主要附屬設備並に其の能力
- 三 工事の著手及完成の豫定期期
- 四 事業開始の豫定期期
- 五 製造方法

六 原料及電力の取得方法

七 主要設備の設計の概要(設計圖を添附すべし)

八 工事費豫算

九 事業資金の總額及其の調達方法

十 製造豫定計畫

十一 事業收支目論見

十二 硫酸アンモニア製造事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要

前項の認可申請書には定款、登記簿の謄本並に最終の財産目錄、貸借對照表損益計算書及利益の處分に關する書類を添附すべし

第三條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けたる者工事に著手し又は工事を完了したるときは遅滞なく其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし

硫酸アンモニア製造業者アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受け新設し又は増設したる設備を以て硫酸アンモニア製造事業を開始したるときは遅滞なく其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし

第四條 硫酸アンモニア増産及配給統制

化學工業關係

法施行令第四條の物品は左に掲ぐるものとす

- 一 瓦斯發生爐及其の附屬裝置並に水の電氣分解裝置
 - 二 窒素分離裝置及其の附屬機械
 - 三 瓦斯清淨裝置、瓦斯調整裝置及瓦斯轉化裝置並に其の附屬機械
 - 四 壓縮機、送風機及ポンプ並に其の附屬裝置
 - 五 合成爐及其の附屬裝置
 - 六 觸媒の製造に必要な器具又は機械
 - 七 硫酸又は亞硫酸瓦斯製造に必要な器具又は機械
 - 八 硫酸、亞硫酸瓦斯又は石膏とアンモニア瓦斯の化合精製に必要な器具又は機械
 - 九 前各號に掲ぐる機械又は裝置の部分品並に其の機械と共に一組として輸入せらるる附屬品、附屬原動機及其の原動機の附屬裝置
- 第五條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし
- 一 輸入せんとする器具又は機械の品

名、型式、能力、數量及價額

二 輸入せんとする器具又は機械の用途及之を使用すべき工場其の他の設備の説明

- 三 輸入を必要とする事由
 - 四 製造者及輸出者
 - 五 輸入豫定の時期及港
- 前項第五號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし

第六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り認可を受け輸入を爲したる者は輸入後遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣及農林大臣に提出すべし

一 輸入したる器具又は機械の品名、及數量

二 輸入の年月日及港

第七條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受けたる器具又は機械を目的たる用途に供したるときは遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣及農林大臣に提出すべし

- 一 輸入したる器具又は機械の品名、數量及用途
 - 二 使用工場名及使用時期
 - 三 輸入の年月日及港
- 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受けたる器具又は機械を目的たる用途に供せざるに至りたるときは遅滞なく其の事由並に前項第一號及第三號に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣及農林大臣に提出すべし

- 一 左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし
- 二 増加すべき資本の總額及第一回拂込の時期及金額
- 三 資本増加の方法
- 四 資本増加を必要とする事由
- 五 前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 - 一 事業擴張に關する説明書
 - 二 増加すべき資本を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)
 - 三 資本増加に關する株主總會の決議の謄本
 - 四 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本
 - 五 最終の貸借對照表
- 第六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし
 - 一 社債の總額
 - 二 社債募集の時期及條件
 - 三 社債募集を必要とする事由

- 前項の場合に於て擔保附社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし
 - 一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示
 - 二 社債の利率の最高限度
- 第一項の場合に於て硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは認可申請書に第一項各號に掲ぐる事項の外擔保を供せざる特別の事由を記載すべし
- 第十一條 前條の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし
 - 一 社債を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)
 - 二 社債募集に關する株主總會の決議の謄本
 - 三 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本
 - 四 最終の貸借對照表
 - 五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄本

- 六 信託證書案
 - 七 工場抵當法に依り抵當となすべき物件の目録
 - 八 前號の擔保物件の帳簿價格を最終の財産目録の科目別に記載したる書類
- 前條第一項の場合に於て硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは前條の認可申請書に前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし
- 第十二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に變更ありたるときは遅滞なく其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし
- 第十三條 日本硫酸株式會社の成立ありたるときは硫酸アンモニアの製造業者又は硫酸アンモニア増産及配給統制法第十條に規定する硫酸アンモニアの取扱を爲す者は其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアの全部を第十四條の規定に従ひ日本硫酸株式會社に賣渡すべし

- 前項の硫酸アンモニアの取扱を爲す者の範圍は商工大臣及農林大臣之を告示す
- 第十四條 硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は日本硫酸株式會社より價格、數量受渡時期、受渡場所其他取引上必要なる事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遅滞なく締結することを要す但し商工大臣及農林大臣正當の事由ありと認むる場合は此の限に在らず
- 硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項の契約に従ひ日本硫酸株式會社に對し硫酸アンモニアの引渡を爲すことを要す
- 第十五條 硫酸アンモニア製造業者又は第十三條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は毎年六月三十日迄に其の年の八月より翌年七月迄の月別製造豫定數量又は月別取扱豫定數量を商工大臣及農林大臣並に日本硫酸株式會社に報告すべし
- 第十六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第三十條の認可申請書には左に掲

- ぐる事項を記載し當該營業年度開始の一月前迄に之を商工大臣及農林大臣に提出すべし但し第一回の事業計畫に付ては日本硫酸株式會社成立の日より一月内に之を提出すべし
 - 一 事業計畫の概要
 - 二 買入先別買入豫定數量(月別に記載すべし)
 - 三 硫酸アンモニアの製造を爲す場合に於ては月別製造豫定數量
 - 四 仕出地別輸入及移入豫定數量(月別に記載すべし)
 - 五 配給先別、配給區域別及月別配給豫定數量
 - 六 仕向地別輸出及移出豫定數量(月別に記載すべし)
- 前項の認可申請書には需給推算其他事業計畫設定に關する基礎資料及説明書を添附すべし
- 第十七條 日本硫酸株式會社重要肥料業統制法に依り肥料製造業組合の決定實施する價格に依り肥料製造業組合の組合員より其の製造に係る硫酸アンモニアの買入を爲す場合に於ては硫酸アンモニア増産及配給統制法第三十一條の認可を受くることを要せず

ゴムの使用制限に関する件

(昭和十三年七月九日)
商工省令第五十三號

左に掲ぐる物品又は其の材料はインデ
イアラバー、バララバー、ラテツクス、
ジロトン、バラタ、ガタバーチャ又は再
生ゴムを使用して之を製造することを得
ず但し軍の註文又は輸出註文(關東州、
滿洲國又は中華民國向のものを除く)に
係る場合及特別の事情に依り商工大臣の
許可を受けたる場合は此の限に在らず

- 一 總ゴム長靴
- 二 總ゴム短靴(雨靴、オーバーシュー
ズ及豆靴を含む)
- 三 草履及下駄(鼻緒及爪革を含む)
- 四 スリッパ
- 五 手袋(醫療用のものを除く)
- 六 衣服用ベルト
- 七 タイル
- 八 ラバリニウム
- 九 手摺ベルト

ゴム靴の販賣制限に關する件

(昭和十三年七月九日)
商工省令第五十四號

總ゴム長靴及總ゴム短靴(雨靴、オーバ
ーシューズ及豆靴を除く以下同じ)は小
賣を除き商工大臣の指定したる者以外の
者に對し之を販賣(本令施行前に爲した
る契約に依る引渡を含む)することを得
ず但し軍の註文又は輸出註文(關東州、
滿洲國又は中華民國向のものを除く)に
係る場合は此の限に在らず
前項の規定に依り商工大臣の指定した
る者其の買受けたる總ゴム長靴又は總ゴ
ム短靴を販賣せんとするときは商工大臣
の許可を受くべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

ゴム靴の販賣制限に關する件 第一項の規定に依り團體指定 に關する件

(昭和十三年七月九日)
商工省告示第八十二號

ゴム靴の販賣制限に關する件第一項の規
定に依り左の通指定す
日本護謄工業組合聯合會
東京ゴム靴卸商業組合

ゴム配給統制規則第三 條第一項の規定に依り 統制團體指定に關する 件

(昭和十四年四月八日)
商工省告示第七十五號

ゴム配給統制規則第三條第一項の規定に依
り左の通統制團體を指定す
全國電線工業組合聯合會
日本ゴム利用製管工業聯合會

- 十 マット
 - 十一 デスクシート
 - 十二 家具用キャップ
 - 十三 クツションゴム
 - 十四 ガーデンホース
 - 十五 ゴムバンド
 - 十六 絲ゴム
 - 十七 空氣枕
 - 十八 スポンヂ
 - 十九 玩具
 - 二十 廣告用氣球
 - 二十一 海水浴用具
 - 二十二 運動用具
 - 二十三 チューインガム
- 前項但書の許可を受けんとする者當該物
品又は材料に關する工業組合又は工業組
合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる
場合に於ては當該工業組合又は工業組合
聯合會を経由して申請書を提出すべし
- 附 則
- 本令は公布の日より之を施行す
本令施行の際現に製造中のものに付ては
本令を適用せず

ゴム配給統制規則

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第五十五號)
(改正昭和十四年)
(商工省令第二十三號)

第一條 本則に於てゴムとはインディアラバ、パララバー、ラテックス、シロトン、バラタ、ガタバーチヤ及再生ゴム並に其の故及屑を謂ふ。

第二條 ゴムを輸入したる者は商工大臣の指定したる者(以下配給機關と稱す)以外の者に之を販賣(本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同し)することを得ず。

第三條 ゴムを原料又は材料とする物品の製造又は加工を業とする者(以下工業者と稱す)は商工大臣又は商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)に於て用途別に割當てたる數量を超へ常該用途にゴムの用數量に付亦同し。

第九條 工業者は毎月十日迄に前月中にゴム購入票と引換へ買受けたるゴムの買受先別及種類別數量を商工大臣又はゴム購入票を交付したる統制團體に報告すべし工業者が其の輸入したるゴムを使用したる場合又は再生ゴムの製造業者が其の製造したる再生ゴムを使用したる場合に於て其の使用數量に相當するゴム購入票に付亦同し。

第十條 配給機關又は再生ゴム配給機關は毎月十日迄に前月中に引換へたるゴム購入票を商工大臣又は之を交付したる統制團體に差出すべし工業者が其の輸入したるゴムを使用したる場合又は再生ゴム製造業者が其の製造したる再生ゴムの製造したる場合に於て其の使用數量に相當するゴム購入票に付亦同し。

第十一條 工業者、配給機關又は再生ゴム配給機關は帳簿を備へ買受及販賣に關する事實を記載すべし。

第十二條 工業者は其の製造又は加工したる物品の數量及原料又は材料に付商工大臣又はゴム購入票を交付したる統制團體の検査

化學工業關係

使用することを不得す但し輸出品又は輸出品の原料若し材料の製造又は加工の爲使用する場合は此の限に在らず。

第三條の二 工業者は輸出品又は輸出品の原料若し材料としてゴムを使用して製造又は加工したる物品を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを不得す但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず。

第四條 商工大臣前條第一項の規定に依る割當を爲したるときは工業者に對し其の者の割當數量に相當する別記様式のゴム購入票を交付す。

統制團體は工業者に對し其の者のゴムの割當數量(委託に依る製造又は加工の爲使用するゴムの割當數量を除く)及其の者が輸出品又は輸出品の原料若し材料の製造又は加工の爲使用するゴムの數量に相當するゴム購入票を交付すべし。

統制團體は前項のゴム購入票の様式に付商工大臣の承認を受くべし。

第四條の二 工業者は他人の委託を受け又は

を受くべし。

附 則

本則は公布の日より之を施行す。

ゴムを販賣する者は本則施行の日より一週間以内本則施行の日現在に於ける臨時輸出入許可規則第一條の許可を受け未だ輸入せざるゴムの種類別數量を商工大臣に届出づべし。

本則施行の際現にゴムを所有する者(工業者を除く)は本則施行の日より五日以内に商工大臣の指定する價格を以て之を配給機關に譲渡すべし。

配給機關は前項の規定に依る譲渡の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず。

附 則 (昭十四年五月三十日)
(一日第二十三號)

本令は昭和十四年六月一日より之を施行す但し第九條の改正規定は昭和十四年七月一日より之を施行す。

本令施行の際現に再生ゴムを所有する者は再生ゴム配給機關以外の者に之を販賣することを不得す。

本令の適用に付てはゴム配給統制規則中本則施行前とあるは昭和十四年五月三十一日以前とす。

他人に委託してゴムを原料若し材料とする物品の製造若し加工を爲し又は爲さしめんとするときは統制團體の承認を受くべし再生ゴムの製造をなし又は爲さしめんとするとき亦同し。

第四條の三 工業者は配給機關及再生ゴム配給機關以外の者よりゴムを買受けることを得ず。

第四條の四 工業者は購入票を他人に譲渡し又は他人より譲受けることを得ず。

第五條 工業者はゴム購入票と引換ふるに非ざればゴムを購買することを不得す。

第六條 配給機關又は再生ゴム配給機關はゴム購入票と引換ふるに非ざればゴムを販賣することを不得す。

配給機關又は再生ゴム配給機關工業者よりゴム購入票と引換へにゴム購入の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを不得す。

第七條 工業者はゴム購入票と引換へに買受けたるゴムを他人に譲渡することを不得す。

第八條 輸出品又は輸出品の原料若し材料としてゴムを使用して製造又は加工したる物品を譲受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國若し中華民國に於ける消費に充つる爲

ゴム配給統制規則第二條の規定に依り配給機關指定に關する件

(昭和十三年七月九日)
(商工省令第八十三號)
(改正昭和十四年)
(商工省令第七十四號)

ゴム配給統制規則第二條の規定に依り配給機關左の通指定す。

- 日本ゴム輸入組合
- 東京ゴム原料卸商業組合
- 阪神ゴム原料卸商業組合

ゴム配給統制規則第二條の二、規定に依り再生ゴム配給機關指定に關する件

(昭和十四年六月一日)
(商工省令第二百一十四號)

- ゴム配給統制規則第二條の二の規定に依り再生ゴム配給機關左の通指定す。
- 大日本再生ゴム工業組合
- 日本油性再生ゴム工業組合
- 東京ゴム製品材料卸商業組合
- 大阪ゴム製品材料卸商業組合
- 神戸再生ゴム卸商業組合

皮革使用制限規則

(昭和十三年七月一日)
商工省令第四十三號
(改正昭和十四年)
商工省令第三十七號

第一條 左に掲ぐる物品又は其の材料は牛革(黄牛革を含む以下同じ)又は水牛革を使用して之を製造することを得ず但し軍の註文又は輸出註文(關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く)に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の指定したる者に在りては商工大臣、其の他の者に在りては地方長官の許可したる場合は此の限に在らず

- 一 靴
- 二 馬具
- 三 自轉車又は自動自轉車用サドル
- 四 調帯
- 五 パツキング
- 六 運動用具
- 七 革靴

は中華民國向のものを除く)に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の指定したる者に在りては商工大臣、其の他の者に在りては地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

- 一 草履、スリッパ其の他の履物(鼻緒爪革を含む)但し靴を除く
- 二 鞆、トランク、ランドセル、リュック
- 三 マント、外套、上着、ズボン其の他の衣類
- 四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留
- 五 ハンドバッグ、鞆口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其の他の袋物
- 六 眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獵銃サック、運動具入其の他の容器
- 七 水筒紐、時計腕革其の他の縛革
- 八 首輪、引紐、鞭其の他の家畜用具但し馬具を除く
- 九 椅子、卓子、机、腰臺、座蒲團其の他の家具什器
- 十 書籍及帳簿、アルバム其の他の文房具
- 十一 張革、吊革其の他の車輛用品

第三條 牛革若しくは水牛革を使用し第一條に掲ぐる物品若しくは其の材料又は牛革、水牛革、馬革、驢革、騾革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、羆革、犬革、鯨革若しくは鯨革を使用し前條に掲ぐる物品若しくは其の材料を輸出品(關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ)又は其の材料として製造したる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 牛革若しくは水牛革を使用したる第一條に掲ぐる物品若しくは其の材料又は牛革、水牛革、馬革、驢革、騾革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、羆革、犬革、鯨革又は鯨革を使用したる第一條に掲ぐる物品若しくは其の材料にして輸出品又は其の材料として製造せられたるものを運受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附則
本則は公布の日より之を施行す

皮革配給統制規則

(昭和十三年七月一日)
商工省令第四十五號
(改正昭和十四年)
商工省令第三十八號

第一條又は第二條の規定は本則施行の際現に製造中のものに付ては之を適用せず

本則施行の際第一條若しくは第二條に掲ぐる物品又は其の材料の製造を業とする者、牛皮、馬皮、羊皮又は豚皮の輸入又は販賣を業とする者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又は鯨革の製造又は販賣を業とする者は本則施行の日より一週間以内本則施行の日現在の皮革の種類別在庫數量を地方長官に届出づべし

本則施行の際第二條に掲ぐる物品又は其の材料の製造を業とする者にして他の用途に轉用し得ざる革を所有するものは本則施行後一月間を限り地方長官の許可を受け第一條に掲ぐる物品又は其の材料を製造することを得

本令は昭和十四年八月一日より之を施行す

日本羊革統制株式會社

第一條 本則に於て皮とは牛(黄牛を含む)水牛、馬、驢、騾、緬羊、山羊又は豚は皮を謂ひ革とは牛(黄牛を含む)、水牛、馬、驢、騾、緬羊、山羊、豚、鹿、羆、犬、鯨又は鯨の皮を製したるものを謂ふ

第二條 販賣の目的を以て牛、馬、緬羊、山羊又は豚を屠殺したる者は特別の事由に依り地方長官の許可を受けたる場合を除くの外其の皮を使用若しくは消費し又は屠肉に附着したる儘販賣することを得ず

第三條 前條に掲ぐる者は毎月十日迄に其の前月中に販賣したる前條の皮の種類別及取引先別數量を地方長官に届出づべし

第四條 第一條に掲ぐる者は商工大臣の指定したる販賣業者(以下販賣業者と稱す)又は地方長官の指定したる仲買人(以下仲買人と稱す)以外の者に第二條の皮を販賣することを得ず

仲買人は販賣業者以外の者に皮を販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官

の許可を受け仲買人に販賣する場合は此の限に在らず

第五條 商工大臣の指定したる輸入業者(以下輸入業者と稱す)又は移入業者(以下移入業者と稱す)に非ざれば皮を輸入又は移入することを得ず

但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 販賣業者、輸入業者及移入業者は豫め毎月の皮の種類別及取引先別販賣數量を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第七條 製革業者は其の組織する工業組合、販賣業者、輸入業者及移入業者以外の者より、製革業者の組織する工業組合は販賣業者、輸入業者及移入業者以外の者より皮を買受けることを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第七條の二 製革業者は其の買受けたる皮を商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)に於て用途別に割當てたる數量を超過製する(他人に委託して製製場を含む)することを不得す統制團體は前項の規定に依る割當の用途別總數量に付商工大臣

の認承を受くべし

第七條の三 製革業者他人の委託を受け皮を鞣製せんとするときは統制團體の承認を受くべし但し軍の註文及商工大臣の指定したる輸出業者の註文に係る場合並に特別の事情による許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 製革業者は製革業者の組織する工業組合が革を其の組合員より買受け又は其の委託を受け販賣する場合に於ては當該工業組合は豫め毎月の革の種類別及取引先別販賣數量を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第九條 販賣業者、輸入業者又は移入業者は何等の名義を以てするを問はず商工大臣の指定したる價格を超過する對價を以て皮を販賣することを得ず製革業者又は其の組織する工業組合を販賣するとき亦同じ

第十條 販賣業者、輸入業者、移入業者又は製革業者若し其の組織する工業組合は皮革の通整理致候備今右に依り取扱相成度依命此段及通牒候也
追而前掲通牒は此の際廢止相成候條御了知相成度申添候

記

第一 皮革使用制限規則施行に關する事項

一 修繕は第一條及第二條の「製造」に含まざること
二 第一條及第二條の許可は左に依り之を取扱ふこと

(一) 左の場合は許可するも差支なきこと

- 1 軍用品の製造にして部隊長の證明又は召集令狀の如き之に準ずべき證明方法ある場合及軍人軍團に非ざるも戦地に於て勤務する者の使用する物品の製造にして所屬長の證明ある場合
- 2 開港に入港する外國船舶の乗組員に販賣する等外國人の使用に供せらるるものなること明なる物品を製造する場合

- 3 官公衙の註文に係る靴の製造にして眞に已むを得ざる場合
- 4 左の物品を製造する場合
(イ) 馬具の内 手綱、頭絡具、鏡革、

化學工業關係

の販賣に當り前條の價格を超過する對價を以て之を販賣したると同一の利益を擧ぐる目的を以て買戻約款を附し、他の商品を併せ販賣し其の他に之に類する行爲を爲すことを得ず

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者、移入業者又は製革業者若し其の組織する工業組合は毎月十日迄に其の前月中に賣買したる皮革の種類別及取引先別數量を商工大臣に届出づべし製革業者の使用したる革の種類別數量に付亦同じ

第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者、移入業者又は製革業者若し其の組織する工業組合は帳簿を備へ皮革の買受及販賣並に革の使用に關する事實を記載すべし

附 則

本則は昭和十三年八月一日より之を施行す

附 則 (昭和十二年十一月二十八日第百一號)

本令は昭和十三年十二月一日より之を施行す

附 則 (昭和十四年七月二十五日第百三十八號)

本令は昭和十四年八月一日より之を施行す從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

皮革類及革條類

(ロ) 調帯の内 紡織業、鉄織、合金鐵鋼及特殊鋼の製鍊業及其の材料日用品製造業、電機製造業、金屬工作機械製造業、工具及刀具製造業、機關車及客貨車製造業、自動車製造業、航空機製造業、鐵製船舶製造業並に製粉業に使用するもの

(ハ) パッキングの内 水壓機、油壓機、空氣制動機並に氣體及 體壓縮機に使用するもの

(ニ) 運動具の内 劍術銃劍術用具及各種運動用ボール

(ホ) 航空用衣類、帽子及手袋並に電氣熔接其の他危険なる作業に使用する手袋

5 前四號に該當せざる場合と雖も革の品質が第一條又は第二條に掲ぐる物品又は其の材料に使用するに非ざれば利用の途なきものとして特定の用途を指定し日本皮革統制特許會社又は日本皮革統制特許會社より配給せられたる革を其の用途に使用する場合
6 脣革(縁頭革を除く)を使用する場合

皮革配給統制規則第四條 第一項の規定に依る販賣業者指定に關する件

(昭和十三年七月二十八日) 商工省告示第百二十五號 (改正昭和十四年商工省告示第百二十一號)

皮革配給統制規則第四條第一項の規定に依る販賣業者左の通指定し昭和十三年九月一月より之を施行す

東京原皮商業組合
大阪原皮株式會社
保證責任北海道酪農販賣利用組合聯合會

皮革使用制限規則及皮革配給統制規則施行に關する件

(一四調整第一八六四號) 昭和十四年四月二十八日 臨時物資調整局長通牒

標記の件に關しては各年六月二十九日一三調五第一九號、七月五日調五部第五〇號、七月二十七日一三調五部第一〇五號、八月一日一三調五部第六三號及十一月二十六日一三調整第三八〇七號を以て累次通牒致置候處今般左

合

7 酸革にして靴中革其の他第一條に掲ぐる物品又は其の材料の製造に適合せざるものを第二條に掲ぐる物品又は其の材料の製造に使用する場合

8 其他特に必要と認むる場合

(一) (一)の(1)、(2)、(3)及(4)の許可を爲さんとする場合に於て許可申請者が其の材料に使用する革を所有せざるとき及(8)の許可を爲さんとするときは(四)の様式に準じ豫め當省に打合せこと

(三) 現在市場に存する革を使用する場合に當分の内特別の事情あるものとして許可するも差支なきこと但しベルト又はパッキングを製造する場合及昭和十三年八月一日一三調五部第六三號臨時物資調整局第五部長通牒第一號に依る檢印を經ざる牛革本底を使用する場合を除く

(四) (一)の(4)の(ロ)及(ハ)に付毎月十五日迄に其の前月中に許可したるものを左の様式に依り當省に報告すると

第一條の許可

何月分

道府縣名

申請者 物品の名稱 同上數量

使用する牛 使用先

革の數量 使用者 用途

何々會社調 帶 何時何坪 牛革何枚 何々會社何々業用
何々會社 バツキング 又は何斤 牛革半截何枚 何々會社何々機用

第一 皮革配給統制規則施行に關する事項

一 第一條の許可は左に依り之を取扱ふこと

(一) ハム、ベーコン等の豚肉製品製造又は船舶積込の爲必要な場合に限り之と

(二) ハム、ベーコン等の豚肉製品の製造の爲の許可は一定期間の必要豫定數量に付一括之を爲すも差支なきこと

二 自家用に屠殺する豚に付ても剥皮する様指導すること

三 斃死したる牛及馬の皮も其の所有者をして仲買人又は販賣業者に販賣せしむる様指導すること

四 第四條第二項の許可は左に依り之を取扱ふこと

(一) 特別の事情とは販賣業者に直接販賣すること困難なる場合を謂ふこと

(二) 許可は原則として取引毎に種類別及

統制株式會社に販賣するものに限り之を爲す方針なること

(一) エプロンレザー、ローラースキン、延慶革、股棉革、ハイドラフトレザー、ラビングレザー、コーミングレザー、其他綿、毛、絹、人絹、人織紡績レザーシート用革を直接の需要者又は特定の販賣業者に供給する場合

(二) 軍需其他特定の用途に供する爲特定の者に革の供給を必要とする場合

八 兩統制會社は左に依り運用せしむる方針なること

(一) ベルト、バツキング等の工業用皮革は會社より其の製造業者の統制團體(假稱日本工業用皮革製師工業組合聯合會)に直接販賣せしむ

(二) 紡織機械用革(主としてビツカー、バツファー)は會社より其の製造業者の統制團體(假稱日本ビツカー工業組合)に直接販賣せしむ

(三) 層革は會社より層革業者の統制團體に直接販賣せしむ

(四) 白鞆革(劍術統制用具用)は會社より白鞆革販賣業者の統制團體に直接販賣せしむ

(五) 運動用具革は必要に應じ會社より運動用具製造業者の統制團體に直接販賣せしむ

(六) 其他特に必要と認むる場合は會社より需要者に直接販賣せしむ

(七) 前六號以外の場合は凡て統制會社所屬の配給店に配給せしむ

(八) 統制會社の販賣價格は之を發表せしむ

(九) 配給店の取扱數量と其の地方の所要量の調整に關しては所要量に比し取扱數量少き地方に對し取扱數量多き地方より

其の一部を販賣せしむる等當省に於て統制會社に對し必要なる指示を爲す

九 管下の配給店の革の配給に付ては需要者との關係を調整する爲地方の事情に應じ需要者の組織する組合の共同購入に依らしむる等必要なる指示を爲すこと

皮革配給統制規則第九條の規定に依る皮革の販賣價格指定に關する件

(昭和十三年七月二十八日 商工省告示第百七號)

第一 原皮

一 昭和十三年八月一日より同年八月末日迄

昭和十三年七月二十日に於ける價格

二 昭和十三年九月一日以降

(一) 内地産原皮

種別 單位 販賣價格

牝大牛皮 一枚七貫五百多以 貫 四・七五

牝輕牛皮 一枚五貫以上七貫 貫 四・六〇

牝大牛皮 一枚四貫八百多以 枚 三三・七五

牝輕牛皮 一枚四貫以上四貫 枚 三〇・三五

牝輕牛皮 八百匁未満のもの 枚 三〇・三五

生 中牛皮 牝一枚二貫以上 貫 三・八五

皮 牝一枚二貫以上四貫未満のもの 貫 七・一五

小牛皮(牝牝共) 一枚二貫未満のもの 貫 三・五五

牝大牛皮 一枚九貫以上のもの 貫 三・四五

牝輕牛皮 一枚六貫二百匁以上のもの 貫 三・四五

牝大牛皮 一枚六貫以上のもの 枚 三三・七五

牝輕牛皮 一枚五貫以上六貫未満のもの 枚 三〇・三五

牝輕牛皮 八百匁未満のもの 枚 三〇・三五

大水牛皮 一枚九貫五百匁以上 のもの	貫	四・二〇
中水牛皮 一枚七貫以上九貫五 百匁未満のもの	貫	三・六〇
小水牛皮 一枚七貫未満のもの	貫	二・二〇
鮮豚 豚豚皮	貫	一・三〇
鮮豚 豚豚皮(鬃皮を含む)	貫	一・八〇

頭部及尾部を裁取り
且皮脂を充分除去し
たるものは上記價格
の三十錢高と爲す
ことを得

(三) 輸入原皮
本船渡値段に百分の四の手敷料及運賃、保険料等の諸経費を加算
したる額

第一成革

一 昭和十三年八月一日より同年十一月末日迄
昭和十三年七月二十日に於ける價格

二 昭和十三年十二月一日以降

牛ベルティングバット	百斤	三三〇・〇〇
水牛ベルティングバット	百斤	二五〇・〇〇
牛ローライスキン	坪	二・一〇

備考
パツキング用革及
縫製機械用革
に於てはベルティ
ングバットに類す
ものの價格は上記
價格に依る

牛エプロンレザー 牛クローム製厚さ四・五 秤以上のもの	坪	二・五〇
紡織機械用革 厚さ三・ 五秤以上四・五秤未満 のもの	坪	三・六〇
水牛生革 (縁頭を裁取)厚さ三・五秤 りたるもの 未満のもの	坪	二・六五
牛底革 一俵百九十斤以上 のもの	百斤	二二〇・〇〇
一俵百六十五斤以 上のもの	百斤	二〇〇・〇〇
一俵百三十五斤以 上のもの	百斤	一九〇・〇〇
一俵百三十五斤未 滿のもの	百斤	一八〇・〇〇
水牛遊製底革	百斤	一五五・〇〇
牛水クローム製底革	百斤	一四五・〇〇
牛皮(一打)百七 十坪未満のもの	坪	一・〇〇
牛皮(一打)百七 十坪以上三百坪未 滿のもの	坪	九五
牛皮(一打)三百坪 以上のもの	坪	八五
和象(牛多脂革)	百斤	二六〇・〇〇

パツキング用
革にして底革
に類するもの
の價格は上記
價格に依る

厚物 厚さ四・五秤 以上のもの	坪	一・六五
中物 厚さ三・五秤 以上四・五秤 未満のもの	坪	一・四〇
薄物 厚さ二・五秤 未満のもの	坪	一・〇五
牛絨頭革	百斤	一三五・〇〇
水牛絨頭革	百斤	九五〇・〇〇
牛白蠶革	坪	一・一〇
牛床革(塗又は染の加工 を施したるもの)	坪	四〇
馬(驢、驢を含む)クロ ーム製甲革(色・黒共)	坪	七〇
馬(驢、驢を含む)純革	坪	六五
馬(驢、驢を含む)多脂革	坪	七〇
馬(驢、驢を含む)白蠶革	坪	七五
キッド(緬羊革を含む)色・ 黒共)	坪	一・一五
緬羊山羊革 遊製 クローム製(色 ・黒共)	坪	七〇
スカイバ	坪	七五
緬羊山羊セーム革	坪	二五
犬絨革	坪	七〇

豚遊製底革	百斤	一五〇・〇〇
豚クローム製底革	百斤	一四〇・〇〇
豚遊製片裁本底	一足分	一・三五
同中底	一足分	五〇
同月形	一足分	二五
同先蕊	一足分	一五
豚クローム製甲革(色・黒共)	坪	五五
豚純革	坪	五〇
豚多脂革	坪	五五
豚白蠶革	坪	六〇
豚床革(塗又は染の加工を施 したるもの)	坪	三〇
鹿白革	坪	一二五
鹿セーム革(色・黒共)	坪	八〇
獐白革	坪	六〇
獐革 遊製、クローム製 (色・黒共)	坪	四五
犬クローム製甲革(色・黒共)	坪	九五
犬純革	坪	八五
犬生革	坪	〇六

昭和十四年九月
末日迄上記價
格の二十錢上
げとす

昭和十四年九月
末日迄上記價
格の二十五錢
上げとす

化學工業關係

角裁本底	足分	一〇・九五
尻次本底	足分	三・八〇
繫半張	四角五分	〇・七〇
鯨油製靴用革	足分	〇・九〇
先月中化	足分	〇・七〇
鯨油製甲革	足分	〇・七〇
牛生床	百斤	八五・〇〇
牛生床	百斤	八〇・〇〇
水牛生床	百斤	八〇・〇〇
牛床革	一貫	九・〇〇
同上	一貫	五・〇〇
同中	一貫	二・〇〇
同下	一貫	二・〇〇
牛多脂革中層	一貫	二・五〇
同小層(革として使用に堪ざる物を除く)	一貫	〇・六五
同被褥馬具、兵器其他	一貫	〇・二八
調裁落屑膏號	一貫	二・〇〇

層革 同貳號

同參號(ミシンベルト)	一貫	一〇・〇〇
同參號に使用し得るもの	一貫	〇・五〇
同四號	一貫	九・〇〇
調大層	一貫	七・五〇
同中層	一貫	二・八五
同小層(革として使用に堪ざる物を除く)	一貫	一・〇〇
豚床革上(一番漉にして水分なく面積八坪以上のもの)	一貫	七・五〇
豚床革上(一番漉にして水分なく面積八坪以上のもの)	一貫	二・〇〇
同下(一番漉にして水分なく面積八坪以上のもの)	一貫	二・〇〇

パテントレザー、メルヘン底革等の如く特殊の加工を施したるものは加工の程度に依り本表價格を酌ゆることを裁量の使用に供する爲特別の規格に依り製造したるものにも亦同じ

電氣關係

電力管理法

(昭和十三年四月六日) 法律第七十六號

第一條 電氣の價格を低廉にして其の量を豊富にし之が普及を圓滑ならしむる爲政府は本法に依り發電及送電を管理す但し自己の専用に供し又は一地方の需用に供する電氣の發電及送電にして勅令に別段の定あるものは此の限に在らず

第二條 本法に依り管理する發電及送電中勅令を以て定むる電力設備に依る發電及送電は日本發送電株式會社法の定むる所に依り日本發送電株式會社をして之を行はしむ

第三條 政府は日本發送電株式會社の電力設備の建設又は變更の計畫及電力料金其の他の電力供給に關する重要事項を決定す

電氣關係

前項の規定に依り決定すべき電力料金の基準は命令を以て之を定む

第四條 政府は其の管理に屬する發電又は送電の方法に關し管理上必要な命令を爲すことを得

前項の命令に依り生じたる損害は政府之を補償す

第五條 發電及送電の豫定計畫、電力料金其の他の政府の管理に屬する發電及送電に關する重要事項に付政府の諮問に應ずる爲電力審議會を置く

電力審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

第六條 第四條第一項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す

第七條 法人の代表は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して前條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦前條の罰金刑を科す

附 則

本法施行の期日は各條に付勅令を以て之を定む

第二條の規定施行の際現に第二條に定む

電力管理法施行令

(昭和十三年八月九日) 勅令第五百七十五號

第一條 電力管理法第一條但書の規定に依り政府の管理せざる發電及送電は最大電壓四萬ヴォルト以上に於て使用せらるる送電線路を主體とする電力系統

に屬する設備又は當該電力系統と運轉上密接なる關係を有する設備に依る發電及送電以外の發電及送電とす

第二條 電力管理法第二條の定に依り日本發送電株式會社をして行はしむる發電及送電の用に供する電力設備は左の各號の一に該當するものとす但し電氣事業法第三十條に規定する施設及特別の事由に因り逕信大臣の除外するものは此の限に在らず

一 發電設備

(一) 出力五千ワットを超過する水力發電設備

(二) 出力一萬キロワットを超過する火力發電設備

二 送電設備

(一) 最大電壓十萬ヴォルト以上に於て使用せらるるもの

(二) 最大電壓四萬ヴォルト以上十萬ヴォルト未満に於て使用せらるる送電設備にして左の各號の一に該當するもの

(イ) 發電所より電氣の主要需用地に至る送電幹線にして他の送電系統と連絡し綜合運轉を爲すを適當とするもの

(ロ) 主として電氣事業者間に於ける電力受給の用に供せらるるもの

(ハ) 他の最大電壓四萬ヴォルト以上に於て使用せらるる送電線路上に於ての關係に在る送電線路にして綜合運轉に依り電力潮流の改善を爲し得るもの

(三) 第一號の發電設備又は(一)若は(二)の送電設備の相互間を連絡するもの

(四) (一)乃至(三)の送電設備に對し送電上從屬關係に在るものにして電力受給關係整理の爲必要なもの

三 變電設備

(一) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接続する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なもの

附 則

本令は電力管理法第一條及第二條の規定施行の日より之を施行す
出力五千キロワットを超過する水力發電

設備にして本令施行の際現に存するものは工事中のものは第二條本文に規定する電力設備より之を除外す

電力管理法附則第二條の規定に依る發電又は送電に關する件

(昭和十三年八月九日) 逕信省令第六十五號

電力管理法附則第二條の規定に依り發電又は送電を爲ことを得る期間は當該發電又は送電の用に供せらるる設備が日本發送電株式會社第二章の規定に依り日本發送電株式會社に出資せらるるに至る時迄とす

附 則

本令は電力管理法第一條及第二條の規定施行の日より之を施行す

日本發送電株式會社法

(昭和十三年四月六日) 法律第七十七號

第一章 總則

第一條 日本發送電株式會社は電力設備及其の附屬設備を爲し政府の管理に屬する發電及送電を行ふことを目的とする株式會社とす

第二條 日本發送電株式會社は主務大臣の命令に依り又は其の認可を受け前項に定むるものの外附帶業務を營むことを得

第三條 日本發送電株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半数以上、資本の半額以上若は議決権の過半数が外國人若は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得

第二章 出資

電氣關係

第四條 政府は電力管理法第二條の規定に依る勅令の定むる電力設備及其の附屬設備を本章の規定に依り日本發送電株式會社に對し出資せしむることを得

第五條 政府は前條の電力設備及其の附屬設備を日本發送電株式會社に出資せしめんとするときは出資せしむべき設備及出資の期日を公告すべし

第六條 前項の場合に於ては政府は日本發送電株式會社及當該設備の所有者に其の旨を通知すべし

第七條 前條第二項の通知の後出資の目的たる設備の所有者當該設備の現狀を變更せんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受くべし

第八條 第二項の通知の後出資の目的たる設備の所有者は主務大臣の認可を受くるに非ざれば當該設備を讓渡し又は當該設備を新に所有權以外の權利の目的と爲すことを得ず

第九條 政府は日本發送電株式會社に對し國有の電力設備及其の附屬設備を出資することを得

第十條 出資の目的たる設備の價格は左の各號の金額の和の二分の一に相當する金額に依り之を算定す

一 當該設備の建設費より減價銷却金額を控除したる金額

二 當該設備所有者の過去十年間に於ける建設費に對する益金の平均割合を出資設備の建設費に乗じたる金額を一定の利率を以て還元したる金額

前項の建設費、減價銷却金額及益金は電力評價審査委員會の議を主務大臣之を決定す

第十一條 第一項第二號の一定の利率は勅令の定むる所に依る

第十二條 電力評價審査委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第十三條 日本發送電株式會社は出資の目的たる設備の所有者に對し第九條の規定に依り決定したる價格に相當する株式金額の全拂込済株式を割當つべし但し當該株式一株の金額に滿たざる部分に對しては金錢を以て支拂ふべし

第十四條 出資の目的たる設備に變更ありて其の變更部分に付株式割當の日迄に價格決定せざるときは當該部分に對しては金錢を以て決済することを得株式割當後變更を生じたる部分に付亦同じ

第十五條 出資の目的たる設備は日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の

時に於て日本發送電株式會社に出資せられたるものと看做す

第十三條 第九條の規定に依る出資價格に付不服ある出資者は同條第二項の規定に依る決定の通知ありたる日より一月内に通常裁判所に出訴することを得第九條の規定に依る出資價格が通常裁判所の認定したる價格に達せざるときは其の差額は日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の日以後に於て金銭を以て支拂ふべし

第十四條 電力設備其の附屬設備を出資したるに因り殘存電氣事業を繼續すること能はざるに至りたるときは出資者は日本發送電株式會社に對し當該事業設備の買收を請求することを得前項の規定に依る事業繼續の能否、買收價格、買收範圍其他買收の條件は當事者間の協議に依る協議調はざるときは主務大臣之を裁定す價格に關する當事者の協議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第二項の裁定中事業繼續の能否又は買收價格に付不服ある者は裁定の通知ありたる日より三月内に通常裁判所に出

訴することを得

主務大臣第二項又は第三項の規定に依り裁定又は認可を爲さんとするときは電力評價審査委員會の議を経べし第十五條 電力設備及其の附屬設備を出資したる者は日本發送電株式會社に對し出資の日より三年間を限り其の出資に對し與へられたる株式を其の額面金額を以て買入ることを請求することを得

前項の場合に於ては日本發送電株式會社は一時的に株式を取得することを得第一項の買入代價に付ては出資者の同意ある場合又は特別の事情ある場合に於ては日本發送電株式會社は勅令の定むる所に依り政府の支拂保證ある社債券を以て時價に依り之を交付することを得社債券の發行に付ては勅令を以て別段の定を爲すことを得前項の社債に付ては政府は元利の支拂を保證することを得第十六條 第四條の規定に基き日本發送電株式會社に出資せられたる電力設備及其の附屬設備に付當該設備の所有者が有したる河川、湖又は沼の使用に關する權利義務並に道路其他土地の占

用又は使用に關する權利義務は命令の定むる所に依り日本發送電株式會社之を承繼す

第十七條 第十二條及前條の場合に於ける登記に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第三章 役員

第十八條 日本發送電株式會社に總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上を置く

第十九條 總裁は日本發送電株式會社を代表し其の業務を總理す

副總裁は總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定むる所に從ひ日本發送電株式會社の業務を分掌し又は之に參與す

監事は日本發送電株式會社の業務を監査す

第二十條 總裁及副總裁は勅令を経て政府之を命じ其の任期を五年とす

理事は株主總會に於て二倍の候補者を選擧し政府其の中より之を命じ其の任期を四年とす

監事は株主總會に於て之を選任し其の

任期を三年とす

第二十一條 總裁、副總裁及日本發送電株式會社の業務を分掌する理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第二十二條 電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者は其の職を退きたる後五年間日本發送電株式會社の役員と爲り又は其給與を受くる事務に従事することを得ず但し主務大臣に於て特に必要ありと認めたるときは此の限に在らず

第四章 業務

第二十三條 日本發送電株式會社の爲す電力の供給其他の業務の運営に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第二十四條 日本發送電株式會社は電力管理法第三條の建設又は變更の計畫に從ひ主務大臣の命ずる所に依り電力設備及其の附屬設備の建設又は變更を爲すことを要す

前項の命令を爲す場合に於て必要あるときは發電の爲にする河川、湖又は沼の使用に關する許可又は電力設備の施設に關する許可若し認可は當該許可又は認可を爲したる行政官廳に於て之が

取消を爲し若し其の條件を變更し又は當該既設工作物の變更若しは除却を命ずるものとす

第二十五條 日本發送電株式會社は前條の行政官廳の處分を受けたる者に對し相當の補償を爲すべし

許可又は認可を受け未だ工事に着手せざるものに付ては前項の補償は調査又は測量其他工事準備の爲支出したる通常の費用の限度に於て之を爲すべし

第二十六條 日本發送電株式會社の爲したる電力設備及其の附屬設備の建設又は變更に因り著しく利益を受くる電力設備の所有者は利益を受くる限度に於て當該建設又は變更に關する工事の費用の一部を負担すべし

第二十七條 第十四條第二項及第四項の規定は第二十五條の補償又は前條の負擔に付之を準用す

第二十八條 日本發送電株式會社は其の發電設備に接続する發電設備に依り發生したる電力の買入を拒むことを得ず

第五章 特權

第二十九條 日本發送電株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを

第三十條 日本發送電株式會社は商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の三倍を超ゆることを得ず

第三十一條 日本發送電株式會社左の事項に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は左の額とす但し登録税法に依り算出したる登録税の額が左の額より少きときは其の額に依る

- 一 設立及第四條又は第八條に規定する出資に因る資本の増加
- 二 拂込株金又は増資拂込株金額の千分の一
- 三 第四條、第八條又は第十四條に規定する出資又は買收に基く不動産に關する權利の取得

不動産の價格の千分の三

北海道、府縣及市町村其他之に準ずべきものは日本發送電株式會社に對し前項に規定する不動産に關する權利の取得に關し地方税を課することを得ず

第三十二條 日本發送電株式會社の毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達せざるとき(利益金額なきとき及缺損を生じたるときを含む)は

政府は初營業年度及爾後十年間を限り之に達せしむべき金額を補給すべし

日本發送電株式會社は毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額(前項の規定に依る償還金額を含まず)が拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超過するときは其の超過額は前項の規定に依る補給金の償還に充つべし

第三十三條 政府は日本發送電株式會社の業務を監督す

備若は其の附屬設備を讓渡し又は當該設備を所有權以外の權利の目的と爲すことを得ず第二章の規定に依る場合を除き電力設備又は其の附屬設備の取得に付亦同じ

第三十九條 日本發送電株式會社左の各號の一に該當するときは總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を五千圓以下の過料に處す副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事を過料に處すること亦同じ

務に附して前項の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

務大臣の認可を受くべし

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日より之を施行す(昭和十三年八月九日勅令第五百七十六號)

附則

第四十三條

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第四十九條 設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を主務大臣に提出し其の検査を受くべし

第一條 日本發送電株式會社法第十五條第一項の規定に依り株式の買入を請求せんとする者は其の株式の數及各株券の番號を記載したる請求書に株券を添附して之を日本發送電株式會社に提出すべし

第四十四條

政府は設立委員を命じ日本發送電株式會社の設立及開業準備に關する一切の事務を處理せしむ

設立委員は前項の検査を受けたる後遅滞なく第一回の拂込を爲さしむべし

前項の請求者株式の買入代價の支拂に付日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定に依る社債券の交付に同意するときは其の旨を記載したる書面を日本發送電株式會社に提出すべし

第四十五條

第五條第二項及第十一條の規定中日本發送電株式會社とあるは會社設立の場合に於ては設立委員とす

第五十一條 創立總會の決議は出席したる株式引受人の議決權の過半数を以て之を爲す

第二條 前條第一項の請求書を提出したるに因り株主權を失ひたる者に對しては其の買入代價の支拂と同時に請求書

第四十六條

第十三條に規定する訴は日本發送電株式會社の成立前に於ては設立委員を相手方として之を提起することを得

第五十二條 創立總會に於ては第二十條の規定に準じ理事候補者の選舉及監事の選任を行ふべし

第五十三條 創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を日本發送電株式會社總裁に引渡すべし

第四十七條

設立委員は定款を作成し主

電氣關係

日本發送電株式會社法

施行令

(昭和十三年八月九日勅令第五百七十七號)

提出の日より買入代償支拂の日(社債券を交付する場合に於ては第四條の交付の期日)の前日迄の遅延利息を支拂ふものとす

第三條 日本發送電株式會社日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定に依る社債券を發行せんとするときは左に掲ぐる事項を具し大藏大臣及逓信大臣に認可を申請すべし

一 社債券を交付せんとする事由

二 社債の總額及各社債の金額

三 社債の利率

四 社債償還の方法及期限

五 利息支拂の方法及期限

第四條 日本發送電株式會社前條の認可を受けたるときは當該社債券の交付の期日及場所を指定し之を第一條第一項の請求者に通知すべし

前項の交付の期日は株式買入の請求ありたる日より六月内なることを要す

第五條 日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定する社債券の時價は當該社債券發行の認可の日前六月間に於ける政府の支拂保證ある日本發送電株式會社の社債券の取引の平均相場を標準とし、六月間に於ける平均相場なきも

之より短き期間に於ける平均相場あるときは其の平均相場を標準とし、其の何れの平均相場もなきときは日本發送電株式會社の他の社債券又は類似會社の社債券の相場を參照し大藏大臣及逓信大臣之を定む

第六條 日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定に依り發行する社債券に關しては商法第九十九條、第二百條の二及第二百三條の規定を適用せず

第七條 日本發送電株式會社は前條の社債券發行の日より二週間内に本店及支店の所在地に於て商法第二百四條の三第一項各號に掲ぐる事項を登記することを要す

前項の登記の申請書には非訟事件手續法に掲ぐる書類に代へ當該社債の總額を證する書類を添附することを要す

第一項の規定に依り登記したる事項中に變更を生じたるときは二週間内に本店及支店の所在地に於て其の登記を爲すことを要す

第八條 逓信大臣は第一號に掲ぐる場合に於ては内務大臣及大藏大臣に、第二條に掲ぐる場合に於ては内務大臣に協議すべし

第九條 逓信大臣日本發送電株式會社法第二十四條第一項に規定する電力設備及其の附屬設備の建設又は變更の命令を爲さんとする場合は於て日本發送電株式會社が其の命令事項の實施上河川、湖又は沼の使用に關する許可を必要とするものなるとき

第十條 逓信大臣日本發送電株式會社法第二十四條第一項に規定する電力設備及其の附屬設備の建設又は變更の命令を爲す場合に於ては同時に同條第二項の處分を爲すべき行政官廳に其の旨を通知すべし

第十一條 日本發送電株式會社法第二十七條の規定に依り同法第二十五條の補償に付裁定を爲す場合に於て其の補償が河川、湖又は沼の使用に關するものなるときは其の主務大臣は逓信大臣及内務大臣とす

附 則
本令は日本發送電株式會社法施行の日より之を施行す

日本發送電株式會社法

施行規則

(昭和十三年八月九日)
(逓信省令第六十六號)

第一條 日本發送電株式會社法第五條第一項の公告は官報を以て、同條第二項の通知は書面を以て之を爲すべし其の公告又は通知の事項に變更を生じたるとき亦同じ

第二條 電力設備及其の附屬設備の所有者日本發送電株式會社法第五條第二項の通知を受たるときは左に掲ぐる書類各二通を逓信大臣に其の指定する期間内に提出すべし

一 出資設備調書(第一號様式に依る)

二 出資設備建設費調書(第二號様式に依る)

三 事業設備建設費調書(第三號様式に依る)

四 事業損益調書(第四號様式に依る)

五 貸借對照表、損益計算書及利益處分書(最近の事業年度末より遡り十

年間、最近の事業年度末迄に開業後十年を経過せざるときは其の經過年間に於ける各事業年度に於けるものを提出すべし)

六 出資設備擔保調書(第五號様式に依る)

逓信大臣に於て出資の目的たる設備の價格を算定する爲めに必要ありと認むるときは前項各號に掲ぐる書類以外のものと雖も之を提出せしむることを得

第一項第一號の出資設備調書の記載事項に變更を生じたるときは遅滞なく出資設備變更調書(第一號様式に準ず)二通を逓信大臣に提出すべし

第三條 出資の目的たる設備の所有者日本發送電株式會社法第五條第二項の通知の後當該設備の現狀を變更せんとするときは變更すべき設備の名稱、所在變更を必要とする事由、現狀變更の著手及完了の時期を記載したる書面、變更工事豫算書及變更事項明細書(變更前及變更後に於ける設備の配置圖及構造圖を添附すべし)を具し逓信大臣に認可を申請すべし

左に掲ぐる場合に於ては前項の規定を適用せず此の場合に於ては豫め前項に

掲ぐる書類及圖面を具し逓信大臣に届

一 設備の滅失又は損壞に因り復舊工事を爲さんとするとき

二 行政官廳の爲したる命令に基き現狀の變更を爲さんとするとき

第四條 日本發送電株式會社法第七條の規定に依る認可を受けんとするときは當該設備を譲渡し又は新に所有權以外の權利の目的と爲さんとする事由並に當該設備の範圍及價額を記載したる申請書に當事者連署の上譲渡又は權利の設定に關する契約書の謄本を添へ之を逓信大臣に提出すべし

二 申請の目的及理由
 逓信大臣前項の申請書を受理したるときは副本を相手方に送付し其の指定する期間内に答辯書を差出さしむべし前項の期間内に答辯書を差出さざるときは逓信大臣は申請書のみによりて裁定を爲すことを得

第七條 逓信大臣日本發送電氣株式會社法第十四條第二項の規定に依り裁定を爲したるときは裁定書に理由を附し之を當事者雙方に送付すべし

第八條 日本發送電氣株式會社法第十四條第三項の規定に依る認可を受けんとするときは買收價格、買收範圍其他買收の條件を記載したる申請書に當事者連署の上買收價格算出説明書を添へ之を逓信大臣に提出すべし

第九條 日本發送電氣株式會社法第十六條の規定に依り日本發送電氣株式會社が同法第四條の規定に基く出資に伴ひ承継すべき權利義務は出資の目的たる電力設備及其の附屬設備に付當該設備の所有者が出資の際有する權利義務にして左の各號の一に該當するものとす
 一 行政廳又は管理者の許可、承認其の他の處分に基く河川、湖又は沼の

使用並に道路其他公共の用に供する土地の占用又は使用に關する權利義務

二 出資の目的たる電力設備又は其の附屬設備を施設したる土地の使用の契約上の權利義務

第十條 日本發送電氣株式會社前條第一號の權利義務を承継したるときは當該行政廳又は管理者に其の旨を届出づべし
 第十一條 出資の目的たる設備の所有者は第九條各號に掲ぐる權利義務に關する許可書、契約書其他の證據書類を出資と同時に日本發送電氣株式會社に引渡すべし

第十二條 日本發送電氣株式會社法第五條第二項の通知ありたる後出資の目的たる設備の所有者第九條第二號に掲ぐる權利義務に付當該契約を變更せんとするときは變更の事由及事項を具し逓信大臣の認可を受くべし
 第十三條 第六條及第七條の規定は日本發送電氣株式會社法第二十五條の補償又は同法第二十六條の負擔に關する裁定を爲す場合に之を準用す

附 則
 本令は日本發送電氣株式會社法施行の日よ

り之を施行す
 (第一號様式)

一 送電關係一覽圖(電氣事業法施行規則第十號様式に準じ調製し且出資設備(出資の目的たる設備を謂ふ以下之に同じ)の部分は赤色を以て之を表示すべし)

二 平面圖(東京市、名古屋市、大阪市附近の部分は縮尺五萬分の一以上其他の部分は縮尺二十萬分の一以上とし發電所、變電所、開閉所の位置、電線路の中心線並に其の經過する道府縣郡市町村の境界及名稱、地勢、主要なる市街、鐵道、軌道等を記載すべし但し出資設備に屬する電線路中最大電壓十萬ヴォルト以上ものは黒色、五萬ヴォルト以上ものは赤色、五萬ヴォルト未満のものは青色を以て之を表示し且出資設備以外の電線路と雖も適宜之を記載すべし)

三 運営上必要なる書類、帳簿及圖面の目録許可證、認可其他の指令書註文購入往復文書、機械器具の仕様書、使用説明書、設備臺帳、試驗成

事費概算及工事中のものに在りては落成豫定期日を記入すべし)

電力管理に伴ふ社債處理に關する法律

(昭和十三年四月六日)
 法律第七十八號

第一條 工場財團に屬するものは日本發送電氣株式會社法第十二條及第十六條の規定に依り日本發送電氣株式會社の設立又は増資の登記の時に於て同會社に移轉したる後と雖も仍其の工場財團に屬するものとす

前項の場合に於ける登記に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第二條 日本發送電氣株式會社法第四條の規定に基き工場財團に屬する電力設備及其の附屬設備を出資したる者は第四條第一項の規定に依り支拂義務の承継ありたる場合を除くの外日本發送電氣株式會社が抵當權實行に因り受くることあるべき損失の補償に充つる爲勅令の定むる所に依り相當の擔保を供託すべ

續並に構造及接續明細書、燃料給水の分析試驗成績、運轉日誌、汽機汽罐保安日誌等

四 送電設備(出資送電線路毎に記載すべし)
 (イ)明細表(第一表に依り調製すべし)
 (ロ)説明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中送電設備の項に準じ調製すべし)

(ハ)實測平面圖(電氣事業法施行規則第十七條に準じ調製すべし尙所有地、借地補償地を色別表示し其の寸法及坪敷を記載し又鐵塔線路に在りては各基毎に鐵塔の種類、重量(總)、基礎の種類、接地線の有無及其の種類(埋設地線其他の別)を記載すべし)

(ニ)借地、補償地に對する契約書寫
 五 變電設備(出資變電所毎に記載すべし)
 (イ)明細表(第二表に依り調製すべし)
 (ロ)説明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中變電設備の項に準じ調製すべし)

(ハ)實測平面圖(縮尺二千分の一以上とし所有地、借地其他の色別示し寸法及面積を記入すべし但し(ロ)の一般平面圖を兼用することを得)

(ニ)借地其他補償に對する契約書寫
 六 汽力發電設備(出資發電所毎に記載すべし)
 (イ)明細表(第三表に依り調製すべし)
 (ロ)説明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中發電設備の項に準じ調製すべし尙修繕工場内機械器具の裝置圖をも調製すべし)

(ハ)實測平面圖(縮尺二千分の一以上とし所有地、借用地其他の色別表示し寸法及面積を記入すべし但し(ロ)の一般平面圖を兼用することを得)
 (ニ)借地其他補償に對する契約書寫
 七 工事中又は工事費精算未済の設備、(出資設備中に包含せらるる工事中又は工事費精算未済の機械、器具、裝置又は電線路は夫々相當欄に朱記し且工

し
日本發送電株式會社は前項の規定に依り供託せられたるものの上に質權を有す

第三條 前條第一項の出資者が出資設備を擔保とする社債の元金又は利息の支拂を怠りたる場合に於ては日本發送電株式會社は其の出資者に代り當該社債の元金又は支拂の利息を爲すことを得日本發送電株式會社前項の規定に依り社債の元金又は利息の支拂を爲したるときは當該出資者に支拂ふべき株式配當金又は社債の償還金若しは利息を以て其の元金又は利息の支拂額及避くることを得ざりし費用の償還に充當することを得

第四條 政府は工場財團に屬するもの全部又は大部分の出資其の他の事由に因り第二條第一項の出資者に工場財團を擔保とする社債を負擔せしめ置くことを適當ならずと認めたるときは勅令の定むる所に依り日本發送電株式會社をして當該社債の元利支拂義務を承繼せしむることを得
前項の規定に依り社債の元利支拂義務を承繼せしめんとするときは政府は當

該社債の種類及名稱並に承繼の期日を公告すべし此の場合に於ては政府は日本發送電株式會社及前項の出資者におの旨を通知すべし

前項の承繼期日が日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の日なるときは當該出資者に對し日本發送電株式會社法第十一條第一項の規定に依りて爲す株式の割當は出資設備の價格より社債の承繼價格を控除したる金額に依る

第五條 政府は前條第一項の場合に於て必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り日本發送電株式會社をして第二條第一項の工場財團に屬する残存電力設備及其の附屬設備を買収せしむることを得

日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第五項の規定は前項の場合に於ける買収價格其の他の買収の條件に付之を準用す

第一條及日本發送電株式會社法第三十一條の規定は第一項の場合に之を準用す

第六條 日本發送電株式會社は命令の定むるものを除くの外前條及日本發送電株式會社法第四條の規定に基き移轉せ

られたる電力設備及其の附屬設備を擔保とする社債に關し原契約上課せられたる負擔及制限を承繼す

第七條 日本發送電株式會社法第四條の規定に依り電力設備及其の附屬設備を出資したる者は電力管理法、日本發送電株式會社法又は本法に依る資産に關しての變動を理由として其の社債の期限前の元利支拂其の他の請求を爲す者ありたる場合に於て之に應ずることを得ず

前項の規定は日本發送電株式會社が第四條第一項の規定に依り支拂義務を承繼したる場合に同會社に付之を準用す

第八條 第四條第一項の規定に依り支拂義務の承繼ありたる場合を除き政府は第六條の社債の元利支拂に付日本發送電株式會社をして勅令の定むる所に依り保證を爲さしむることを得

政府は第六條の社債の元利支拂に付勅令の定むる所に依り保證を爲すことを得

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む

昭和十三年法律第七十八號は昭和十三年

八月十日より之を施行す(昭和十三年八月九日勅令第五百七十八號)

電力管理に伴ふ社債處理に關する法律施行に關する件

(昭和十三年八月九日勅令第五百七十九號)

第一條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の規定に依り擔保として供託すべきものは國債又は日本發送電株式會社の株式若しは社債とす

前項に掲げざる有價證券と雖も日本發送電株式會社の同意ありたる場合は之を以て供託の目的と爲すことを得

第二條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項及前條の規定に依り供託すべき有價證券の數量及擔保價格は當事者間の協議に依る協議調はざるときは逕信大臣之を裁定す

前項の規定に依り當事者間に協議調ひたるときは逕信大臣の認可を受くべし
第三條 昭和十三年法律第七十八號第二

條第一項の規定に依り擔保を供託したる者は出資設備の屬する工場財團を擔保とする債務の額が減少したる場合又は出資設備の一部が抵當權者の同意を得て工場財團より分離せられたる場合に於ては供託物の一部の取戻を爲すことを得

前條の規定は前項の場合に於て取戻し得べき有價證券に之を準用す

第四條 司法大臣は昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の供託に付ては特別の事由ある場合に於て適當と認むる銀行又は信託會社をして供託法第一條の規定に依る供託事務を取扱はしむることを得

前項の場合に於ける手續に關し必要な事項は司法大臣之を定む

第五條 日本發送電株式會社及昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者は同法第四條第二項の規定に依り逕信大臣の爲す通知を受けたるときは同條第二項の承繼を期日迄に當該社債の受託會社と社債の元利支拂義務の承繼に關し必要な事項に付協定を爲すべし

前項の協定は日本發送電株式會社、當

該出資者及前項の受託會社の代表者の署名したる書面を以て之を爲すべし

日本發送電株式會社、當該出資者及第一項の受託會社は昭和十三年法律第七十八號第四條第二項の承繼の期日に於て社債の元利支拂義務の承繼ありたる旨を遲滞なく公告すべし但し知れたる社債權者及擔保附社債信託法第二十九條第一項の規定に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし

日本發送電株式會社社債の元利支拂義務を承繼したるときは擔保附社債信託法第三十四條第一項の規定に準じ登記を爲すべし但し登記の申請書には非訟事件手續法第九十一條第二項第二號乃至第五號に掲ぐる書類に代へ社債の承繼を證する書面及委託會社の登記簿の謄本を添附することを要す

第六條 社債の承繼の場合に於ける承繼價格及爲替相場又は當該社債の時價の變動に因る元利支拂上の差損益の決済方法は日本發送電株式會社及當該出資者の協議に依る協議調はざるときは逕信大臣之を裁定す

前項の規定に依り當事者間に協議調ひたるときは逕信大臣の認可を受くべし

第一項の裁定に不服ある者は其の通知を受けたる日より一月内に通常裁判所に訴えることを得

第七條 逓信大臣昭和十三年法律第七十八號第五條第一項の規定に依り日本發送電株式會社をして同法第二條第一項の工場財團に屬する殘存電力設備其の附屬設備を買収せしめんとするときは買収せしむべき設備の範圍及買収の期日を定め日本發送電株式會社及當該設備の所有者に其の旨を命令すべし

第八條 逓信大臣昭和十三年法律第七十八號八條第一項の規定に依り日本發送電株式會社をして保證を爲さしめんとするときは當該社債の種類及名稱を指定し同會社に其の旨を命令すべし

前項の保證は日本發送電株式會社並に當該社債の委託會社及受託會社の代表者の署名したる契約書を以て之を爲すことを要す

社が、社債原簿を備ふるときは受託會社(は社債原簿に其の契約の事項を記載し取締役の署名したる書面を以て受託會社(受託會社が社債原簿を備ふるときは委託會社)及擔保附社債信託法第二十九條第一項の規定に依り社債の總額を引受けたる者に之を通知することを要す

第九條 昭和十三年法律第七十八號第六條の社債の委託會社又は其の承繼人は當該社債の受託會社と連署し大藏大臣及逓信大臣に對し同法第八條第二項の保證を申請することを得

第十條 第五條第一項の協定並に第八條及前條の保證は信託契約と同じく總社債權者の爲に其の效力を生ず

擔保付社債信託法第七十條第二項、第七十一條、第七十八條、第八十二條第一項及第八十七條の規定は第八條及前條の保證に之を準用す

電力管理に伴ふ社債處理に關する法律施行規則

(昭和十三年八月九日 逓信、大藏省令第一號)

第一條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者は出資設備の屬する工場財團を擔保とする社債に付ては信

託證書、發行契約證書其の他信託契約と同一の效力を有する契約證書の謄本當該工場財團を擔保とする一般債務に付ては契約證書の謄本を出資後遲滞なく日本發送電株式會社に交付すべし

第二條 昭和十三年勅令第五百七十九號第二條第二項の規定に依る認可を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書に當事者連署の上之を逓信大臣に提出すべし

- 一 供託すべき有價證券の種類及名稱並に數量
二 擔保の額及有價證券の擔保價格に關する説明
三 協議の顛末

第三條 昭和十三年勅令第五百七十九號第二條第一項の規定に依る裁定を受けんとするときは左の事項を記載したる正副二通の申請書を逓信大臣に提出すべし

- 一 申請人及相手方の名稱又は商號
二 申請の目的及理由
逓信大臣前項の申請書を受理したるときは副本を相手方に送付し其の指定する期間内に答辯書を差出しむべし
前項の期間内に答辯書を差出さざると

きは逓信大臣は申請のみに依りて裁定を爲すことを得

第四條 逓信大臣昭和十三年勅令第五百七十九號第二條第一項の規定に依り裁定を爲したるときは裁定書に理由を附し之を當事者雙方に送付すべし

第五條 前四條の規定に依る認可又は裁定ありたるときは第一條の出資者は遲滞なく供託を爲し供託物受入の記載ある供託書の寫を日本發送電株式會社に交付すべし

第六條 第二條乃至第四條の規定は昭和十三年勅令第五百七十九號第三條第二項の規定に依る取戻し得べき有價證券に關する認可又は裁定の場合に之を準用す

第七條 第五條の規定に依り擔保の供託ありたるときは日本發送電株式會社は遲滞なく逓信大臣に之を届出づべし供託物の變更若し取戻ありたるるとき又は還付を受けたるとき亦同じ

第八條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者が出資設備の屬する工場財團を擔保とする債務に關し元金の償還若し利息の支拂又は元利拂基金の交付を爲したるときは其の年月日及

金額を遲滞なく日本發送電株式會社に通知すべし

第九條 昭和十三年法律第七十八號第三條第一項の規定に依り日本發送電株式會社が出資者に代り社債の元金の償還若し利息の支拂又は元利拂基金の交付を爲したるときは其の年月日及金額並に求償方法を記載し逓信大臣に之を届出づべし

第十條 日本發送電株式會社及昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者昭和十三年勅令第五百七十九號第六條第二項の規定に依る認可を受けんとするときは社債の承繼價格其の他承繼に關する條件を記載したる申請書に當事者連署の上左の書類を添へ之を逓信大臣に提出すべし

- 一 承繼價格並に爲替相場及時價の變動に因る元利支拂上の差損益の決済方法に關する説明書
二 承繼期日が日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の日非ざる場合に於ける承繼の對價の決済方法に關する説明書

第十一條 第三條及第四條の規定は昭和十三年勅令第五百七十九號第六條第一

電氣關係

項の規定に依る裁定の場合に之を準用す

第十二條 昭和十三年法律第七十八號第四條の規定に依る社債の承継ありたるときは被承継會社は當該社債に關する信託證書、發行契約證書其の他信託契約と同一の效力を有する契約證書及社債原簿の原本又は謄本其の他必要なる書類を日本發送電株式會社に引渡すべし

日本發送電株式會社、被承継會社及受託會社社債の承継に關する手續を完了したるときは引渡ありたるものの目錄及社債の承継に關する協定書の寫を添へ其の旨を遅滞なく大藏大臣及逓信大臣に届出づべし

第十三條 日本發送電株式會社法施行規則第六條乃至第八條の規定は昭和十三年法律第七十八號第五條第二項の規定に依る買收價格其の他の買收の條件に關する裁定及認可の場合に之を準用す

第十四條 昭和十三年法律第七十八號第六條の規定に依り日本發送電株式會社の承継する負擔及制限は逓信大臣に於て公益上支障あり、相互に兩立せず其の他日本發送電株式會社に承継せしむる道事業者若しは家用電氣工作物施設者に對し當該設備に依る電力の生産若しは逓信大臣の指定する者に對する供給を命じ又は送電設備を有する電氣鐵道事業者若しは家用電氣工作物施設者に對し當該設備に依る電力の輸送若しは逓信大臣の指定する者に對する供給を命ずることを得

逓信大臣前項の規定に依る命令事項の實施の爲必要ありと認むるときは前項に規定する電氣鐵道事業者又は家用電氣工作物施設者に對し其の有する電氣工作物に付修理其の他の事項を命ずることを得

第六條 第四條第二項又は前條第一項の規定に依る命令を爲す場合に於て逓信大臣必要ありと認むるときは命令事項の實施の爲必要なる工事費用の負擔其の他の事項に關し關係の電氣事業者、家用電氣工作物施設者又は電力の供給を受ける者に對し協議を命ずることを得此の場合に於て協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは逓信大臣の裁定する所に依るべし

第七條 逓信大臣必要ありと認むるときは電氣事業者又は家用電氣工作物施設者に對し電氣機械器具其の他電氣、關する用品又は裝置の貸借又は譲渡に關し必要なる事項

電氣關係

るを適當ならざると認め特に指定したるもの以外のもとなす

第十五條 昭和十三年勅令第五百七十九號第八條第二項の規定に依り日本發送電株式會社並に當該社債の委託會社及受託會社保證契約を爲したるときは遅滞なく大藏大臣及逓信大臣に之を届出づべし

附則

本令は昭和十三年法律第七十八號施行の日より之を施行す

電力調整令

(昭和十四年十月十八日勅令第七百八號)

第一條 國家總動員法第八條の規定に基く電力の生産、配給又は消費に關し必要なる命令に付ては本令の定むる所に依る

第一條 本令に於て電氣事業者とは電氣事業法第一條若しは朝鮮電氣事業令第一條に掲ぐる事業を営む者又は樺太に於て一般の需要に應じ電氣を供給する事業を営む者、電氣供給事業者とは電氣事業法第一條第一號第三號若しは朝鮮電氣事業令第一條第一號第三號に掲ぐる事業を営む者又は樺太に於て一般の需要に應じ電氣を供給する事業を営む者、電氣鐵道事業者とは電氣事業法第一條

を命ずることを得

前項の命令ありたる場合に於ては賃賃料、讓渡價格其の他の事項に關し當事者間に於て協議すべし協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは逓信大臣の裁定する所に依るべし

第八條 逓信大臣は第三條第一項若しは第四條第一項の規定に依る制限若しは禁止又は第三條第一項、第四條第一項若しは第五條第一項の規定に依る命令を爲したる場合に於て必要ありと、むるときは電氣供給事業者又は第五條第一項の規定に依る命令を受けたる者に對し電氣料金其の他供給條件に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 逓信大臣は電氣事業者又は家用電氣工作物施設者に對し本令に依りて爲す制限、禁止又は命令、通達に付事業主に代るべき管理人の選任を命ずることを得

第十條 國家總動員法第十七條の規定に基き補償すべき損失は第四條、第五條又は第七條第一項の規定に依る處分に因る通常生ずべき損失とす

損失の補償を請求せんとする者は處分が期間を指定して爲されたものなるときは當該期間終了後、其の他のものなるときは處

第一號又は朝鮮電氣事業令第一條第一號に掲ぐる事業を営む者、家用電氣工作物施設者とは電氣、業法第三十條第一項若しは朝鮮電氣事業令第三十三條第一項の規定に基きて發する命令の規定に依り届出を爲し若しは認可を受けて強電流電氣工作物を施設したる者又は樺太に於て電壓十ボルト以上の家用電氣工作物を施設したる者を謂ふ

第三條 逓信大臣は電力の消費者に對し一般的に申城、期間、用途又は其の他の事項を指定して電力の消費を制限若しは禁止し又は其の制限若しは禁止の爲必要なる措置を命ずることを得

電氣供給事業者は前項の規定に依る制限若しは禁止又は命令ありたる場合に於ては電力の供給に關し適當なる措置を講じ當該事項の實施を円滑ならしむることを旨とすべし

第四條 逓信大臣は電氣供給事業者に對し當該供給事業に關し電力の供給若しは受入を命じ又は電力の供給を制限若しは禁止することを得

逓信大臣は電氣供給事業者に對し前項の規定に依る命令、制限又は禁止の爲當該供給事業に關し必要なる措置を命ずることを得

第五條 逓信大臣は發電設備を有する電氣鐵道事業者若しは家用電氣工作物施設者に對し當該設備に依る電力の生産、配給若しは消費に關し必要なる報告を徴し又は該官吏をして電氣工作物を施設したる場所其の他必要なる場所に臨檢し業務の状況若しは帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す請票を携帯せしむべし

地長官とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督府、遼東總督府、臺灣總督府、臺灣總督府交通局長又は州知事若しくは廳長とす

第十六條 第十三條及第十四條の規定は朝鮮、臺灣及樺太に在りては之を適用せず

附 則

本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣及樺太に在りては昭和十四年十月二十日より之を施行す

電力調整令施行規則

(昭和十四年十月十八日) (逓信省令第四十六號)

第一條 新に電力を受電し又は受電電力を増加して電力消費を爲さんとする者は左の區別に依り逓信大臣又は逓信局長の認可を受くべし但し告示を以て指定する場合は此の限に在らず

- 一 新規受電電力又は増加受電電力一千キロワット以上のものに在りては逓信大臣
- 二 其の他のものに在りては逓信局長

第二條 前條の規定に依り認可を受けんとするときは申請書に左に掲ぐる事項を記載し之を當該官廳に提出すべし

- 一 電力を必要とする事由
- 二 豫定電氣供給事業者
- 三 受電電力 受電電力を増加せんとするものに在りては現在の受電電力を附記すべし

四 受電時間

- 五 受電開始予定期日
- 六 電力消費装置の施設場所及概要

第三條 電氣供給事業者別に告示を以て指定する限度を超過す電力消費装置を新設又は増設して電力の消費を爲さんとする者に對し電力を供給せんとするときは第一條の規定に依り認可を受けたる者に對し電力を供給せんとする場合を除くの外逓信局長の認可を受くべし

第四條 電力調整令第六條又は第七條第二項に規定する協議調ひたるときは當事者連署の上契約書の謄本を添へ其の旨を當該命令官廳に届出づべし

第五條 電力調整令第六條又は第七條第二項の規定に依り裁定を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書の正本に相手方の員數に相當する數の副本を添へ之を當該命令官廳に提出すべし

一 申請人及相手方の氏名又は名稱及住所
許可を受けることを要せざる場合左の通指定し電力調整令施行規則施行の日より之を施行す
新規受電電力又は増加受電電力五百キロワット未満の場合

第八條 電力調整令第十一條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

第九條 電力調整令第四條乃至第六條、第七條第一項、第九條又は第十一條第一項に定める逓信大臣の職權は本令に規定するものを除くの外逓信局長之を行ふことを得

電力調整令に定むる逓信大臣の職權は別に告示する所に従ひ地方長官(東京府に在りては警視總監)之を行ふことを得

第十條 第一條、第四條、第五條第一項又は第七條の規定に依り申請書又は届書を逓信大臣に提出する場合に於ては同時に其の副本を事業地を管轄する逓信局長に提出すべし

附 則

本令は電力調整令施行の日より之を施行す(註)別記様式は之を省略す

電力調整令施行規則第一條但書の規定に依り許可を受くることを要せざる場合指定

(昭和十四年十月十八日) (逓信省令第三十三號)

電力調整令施行規則第一條但書の規定に依り

纖維工業關係

糸配給統制規則

(昭和十四年一月二十三日)
商工省令第七七號

改正 昭和十四年商工省令十五號

第一條 商工大臣の指定したる糸(以下糸と稱す)を原料又は材料とする製品の製造を業とする者(以下工業者と稱す)は地方長官に於て又は商工大臣の指定したる團體(以下統制團體と稱す)に於て割當てたる數量を超ひ糸を其の製品の原料又は材料に使用することを不得し但し輸出品(關東州、滿洲國及中華民國に輸出するものを除く以下同し)又は輸出品の原料若は材料の製造の爲使用する場合は此の限に在らず

地方長官又は統制團體は前項の規定に依る割當の總數量に付商工大臣の承認を受くべし

第二條 地方長官又は統制團體は工業者に對し其の者の割當數量(委託に依る製造の爲使用する糸の割當數量を除く)に相當する割當票を交付すべし但し地方長官又は統制

團體は前條第一項の規定に依る糸の指定ありたる際常時保有するを必要と認めらるる數量を超ひ第三條の糸を保有する工業者に對しては割當票を交付せず又は其の者の割當數量に満たざる數量に相當する割當票を交付することを不得

地方長官又は統制團體は前項の割當票の様式に付大臣の承認を受くべし

第三條 工業者は割當票と引換ふるに非ざれば使用する糸(輸出品又は輸出品の原料若は材料の製造の爲使用するものを除く)を買受くることを不得

第四條 工業者に對し前條の糸を販賣する者は割當票と引換ふるに非ざれば之を販賣することを不得

前條の糸を販賣する者は工業者より割當票と引換へるに買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第四條の二 工業者に對し第三條の糸を販賣する者は第一條第一項の規定に依る糸の指定前に爲したる販賣契約に基き工業者に對し指定ありたる第三條の糸を引渡すことを得ず

第五條 工業者は割當票を他人に讓渡することを不得

第六條 工業者は割當票と引換へ買受けたる糸を他人に讓渡することを不得但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 工業者第三條の糸を割當票と引換へ買受けたるときは運滞なく其の買受先別及種類別數量を割當票を交付したる地方長官又は統制團體に報告すべし

第八條 工業者に對し第三條の糸を販賣する者は割當票と引換へ第三條の糸を販賣したるときは運滞なく其の販賣先別及種類別數量を割當票を交付したる地方長官又は統制團體に報告すべし

第九條 工業者に對し第三條の糸を販賣する者は毎月前月中旬に引換へたる割當票を之を交付したる地方長官又は統制團體に差出すべし

第十條 工業者は又は工業者に對し第三條の糸を販賣する者は帳簿を備へ第三條の糸の買受又は販賣に關する事實を記載すべし

第十一條 工業者は其の製造したる製品の數量及具の使用したる原料に付又は材料に付地方長官又は統制團體の検査を受くべし

第十二條 商工大臣の需給を調整する爲特に必要ありと認むるときは糸の製造業者又は販賣業者に對し糸の販賣に付必要なる命

令を爲すことあるべし

附 則

本則は昭和十四年二月一日より之を施行す

綿糸配給統制規則は之を廢止す但し罰則の適用に付ては仍従前の例に依る

附 則

(昭和十四年三月二十九日第十五號)

本令は昭和十四年四月一日より之を施行す

従前の規定に違反したる行爲に付ては仍従前の例に依る

糸配給統制規則第一條

第一項の規定に依る糸 指定に關する件

(昭和十四年一月二十三日)
商工省令第十號

(改正昭和十四年商工省令第六十七號)

糸配給統制規則第一條第一項の規定に依る糸左の通指定す

綿糸(ガラ紡糸、重量割合に於て一割以上の毛を含む糸、重量割合に於て五分以上の機械油脂を含む紡毛式紡績糸、縲糸、乾糸、瀘過布結縛用糸、漁網仕立用糸、漁具修繕用糸及脣糸を除く)

ステープルファイバー糸 重量割合に於て一割以上の毛を含む糸、落綿糸、再生糸、

纖維工業關係

糸配給統制規則第一條 第一項の規定に依る糸 指定に關する件

(昭和十四年三月二十九日)
商工省令第六十三號

糸配給統制規則第一條第一項の規定に依り左の通糸を指定し昭和十四年四月一日より之を施行す

毛糸(量合に於て一割以上の毛を含む糸を謂ふ但し脣糸、コンデンサー・カードを経て紡績したる糸及手紡機にて紡績したる糸並にメートル式番手九番及十六番の三合縲糸及四合縲糸を除く)

糸配給統制規則施行に關する件

(一四調四部第五五號昭和十四年四月四日臨時物資調整局第四部局長通牒)

標記規則第一條の使用に付ては曩に昭和十四

綿製品の製造制限に關する件施行に關する件

(一四調第六三六號昭和十四年一月十四日臨時物資調整局第四部局長通牒)

綿製品の製造に關する件第一項但書の規定に依る許可に關しては累次及通牒置候處爾今更に左記各號に該當する場合にも之が許可を爲す事と致度候右御了知の上取扱相成度此段及通牒候也

記

イ、唐櫛用糸、縲製造用糸、刺縲糸(滿洲國、關東州及中華民國に輸出するものに限る)

織物加工用誘導テープ又はロープ及口、に揭げたる製品の製造に使用する原料糸の製造を爲さんとするとき

ロ、滿洲國移民支度用綿製品、整理用アンダークロース、醫藥服用用布、又は蠶散卵容

毛襪配給統制規則

(昭和十四年二月十四日 商工省令第十三號)

- 第一條 本則に於て毛襪とは羊毛、山羊毛又は駱駝毛を重量割合に於て五割以上用ひ製造したる毛製品（フェルト地及フェルト製のものを除く）の襪又は指を謂ふ
- 第二條 毛製品（羊毛、山羊毛又は駱駝毛を重量割合に於て一割以上用ひて製造したるもの以下同じ）製造業者又は反毛業者は商工大臣の指定したる者（以下統制組合と稱す）以外の者より毛襪を賣受け又は受託加工其の他何等の名義を以てするを問はず自己の所有に屬せざる毛襪を受入れることを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限りに在らず
 - 一 軍より毛襪を受入れるとき
 - 二 毛襪を輸入するとき
 - 三 毛製品製造業者又は反毛業者にして襪の販賣業を営むもの販賣の目的を以て買受くるとき
 - 四 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき
- 第三條 統制組合以外の毛襪の蒐集業者又は

毛襪配給統制規則第二條の規定に依る團體指定に關する件

(昭和十四年二月二十四日 商工省告示第二十六號)

- 毛襪配給統制規則第一條の規定に依り左の通指定す 日本毛織再生原料商業組合
- 毛襪配給統制規則第二條の規定に依る團體指定に關する件
 - 一 四編四部第三〇號昭和十四年二月二十三日臨時物資調整局第四部通牒

附 則

本則は昭和十四年二月二十七日より之を施行す但し第一條乃至第四條中モスリン、莫大小毛糸及手編毛糸並に其の製品の襪襪又は指以外の毛襪に關する規定の施行の期日は別に之を定む

反毛業者他人の委託を受け反毛する目的を以て本則施行前に受入れたる毛襪（軍より受入れたるものを除く）は地方長官の許可を受くるに非ざれば之を反毛することを不得す

前項の許可を受けんとする者は本則施行の日より一週間以内に之を申請すべし

毛襪配給統制規則は昭和十四年二月廿四日附を以て公布相成同年二月二十七日より施行せらるること相成候處右は反毛用原料となるべき襪の需給調整を圖らんが爲なるを以て關係業者をして充分本則の趣旨を理解せしめ荷も違反行爲無からしむると共に關係官を奮勵し之が取締上遺憾無き様取計相成度尙之が運用に付ては左記各項に依り取扱相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、規則第一條但し第四號の規定に依る許可

は左記の場合に限ること

- 反毛業者が反毛實績（軍需を除く）の範圍内に於て毛糸紡績業者、帽體製造品業者又は反毛業者の委託を反毛する目的を以て毛襪を受入れんとするとき
- 二、附則第一項の規定に依る許可は左の場合に限ること
 - イ、反毛業者が毛糸紡績業者、帽體製造業者又は反毛業者の委託を受け反毛せんとするとき
 - ロ、反毛業者が毛糸紡績業者、帽體製造業者又は反毛業者以外の者より委託を受け本則施行前に受入れたる毛襪にして本則施行當時現に前切機に仕掛中のものを反毛せんとするとき
 - 三、前各項の外特別の事情に依り許可を爲さんとするときは豫め當省に打合せし
- 輸出綿製品配給統制規則
 - (昭和十三年六月三十日 商工省令第四十號)
 - 改正 昭和十三年商工省令第六十一號、第七十六號、第八十六號、第五百五號、昭和十四年商工省令第十四號
 - 第一條 綿糸又は綿織物（タオル、綿毛布地、敷布地、別珍、コール天、再織及ベダリン

クローズを除く以下同じ）は別表甲號に掲ぐる者の外輸出品（關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ）又は輸出品の原料若は材料に用ふるものとして之を製造することを不得す但し別表甲號に掲ぐる者が他人に委託して之を製造することを妨げず

別表甲號に掲ぐる者前項但書の規定に依り他人に委託して製造せんとするときは豫め受託者の氏名又は名稱を商工大臣に届出づべし

第二條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品として製造したる綿糸（以下輸出綿糸と稱す）を別表甲號に掲ぐる者及日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員以外の者に販賣することを不得す但し自ら輸出（關東州、滿洲國又は中華民國に對する輸出を除く以下同じ）する場合、取引所に於て販賣する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品の原料又は材料に用ふるものとして製造したる綿糸（以下輸出綿糸と稱す）を別表甲號に掲ぐる者及別表乙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを不得す但し取引所に於て販

賣する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品又は輸出品の原料若は材料に用ふるものとして製造したる綿織物（以下輸出用綿織物と稱す）を日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員以外の者に販賣することを得ず但し自ら輸出する場合、取引所に於て販賣する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 別表甲號に掲ぐる者は日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員輸出用綿織物を他人に委託して加工せんとするときは豫め受託者の氏名又は名稱を商工大臣に届出づべし

第六條 日本綿糸輸出組合聯合會所屬組合の組合員は自ら輸出する場合を除く外其の買受けたる輸出用綿織物を組合員及別表乙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 別表乙號に掲ぐる者は其の買受けたる輸出用綿糸又は輸出用綿織物を輸出品の原料及材料以外のものに使用し又は之を

販賣することを得ず

第八條 別表乙號に掲ぐる者は其の買受けたる輸出品用綿糸又は輸出品用綿織物を原料又は材料として製造したる物品を別表乙號に掲ぐる者及別表丙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 別表丙號に掲ぐる者は輸出註文(關東州、滿洲國又は中華 民國向のものを除く)に基く場合の外前條の物品を買受くることを得ず

第十條 日本綿糸布輸出聯合會所屬組合の組合員は輸出綿糸に在りては前月より起算し過去六月間の販賣數量の平均一月分を超ゆる數量を、輸出用綿織物に在りては前月より起算し過去六月間の販賣數量の平均二月分を超ゆる數量を保有することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

米次郎、共立モスリン株式会社、大野木紡績部大野木方次郎
(乙號) 日本纖維雜品貿易振興株式会社、大日本輸出莫大小株式会社、大日本輸出タオル株式会社、日本輸出布品製品株式会社、日本綿布株式会社、日本再織製品株式会社、別珍コール天輸出振興株式会社
(丙號) 日本綿製品輸出聯合會所屬組合員、日本タオル輸出組合員、日本莫大小輸出組合員、日本比律實メリヤス輸出組合員、日本綿糸布輸出組合員、日本毛布輸出組合員、日本毛布敷布輸出組合員、日本自轉車輸出組合員、日本フェルト布帽子輸出組合員、日本フエルト布帽子輸出組合員、東部日本南米輸出組合員、西部日本南米輸出組合員、日本雜貨中南米輸出聯合會所屬組合員

糸の引渡を爲すことを得ず但し昭和十三年十月又は十一月に引渡を爲す純綿糸にして其の販賣價格が本則施行の日における其の最高價格を超ゆるものには此の限に在らず
附則(昭和十四年一月九日第一號)
本令は公布の日より之を施行す
舊規定に違反したる行為に付ては仍從前の例に依る
別記業式(略)

本則は昭和十三年七月一日より之を施行す
第一條の規定は本則に仕掛中のものに付ては之を適用せず

附則(昭和十三年八月二十五日第七十六號)
本令は公布の日より之を施行す
附則(昭和十三年十月七日第八十六號)
本令は公布の日より施行す

附則(昭和十三年十二月十七日第百五號)
本令は公布の日より之を施行す
附則(昭和十四年三月四日第十四號)
本令は公布の日より之を施行す

別表
(甲號) 大日本紡績株式会社、福島紡績株式会社、協和紡績株式会社、東洋紡績株式会社、天滿織物株式会社、明正紡績株式会社、内外綿株式会社、小津武林起業株式会社、柏原紡績株式会社、大阪織物株式会社、綿華紡績株式会社、岸和田紡績株式会社、泉州織物株式会社、株式會社寺田紡績工廠、貝塚紡績株式会社、和泉織物株式会社、佐野紡績株式会社、吉見紡績株式会社、大阪紡績株式会社、和歌山紡績株式会社、南海紡績株式会社、昭和紡績株式会社、日光紡績株式会社、内海紡績株式会社、日出紡績株式会社、日高紡績株式会社、辻紡績株式会社

株式会社、龍田紡績株式会社、正織株式会社、琴浦紡績株式会社、倉敷紡績株式会社、倉敷系紡績株式会社、株式會社半田綿行、宇部紡績株式会社、出雲製織株式会社、徳島紡績株式会社、明治紡績合資會社、おたふくわた株式会社、國光紡績株式会社、吳羽紡績株式会社、近江帆布株式会社、湖東紡績株式会社、大正製綿株式会社、若林製織紡績株式会社、東海紡績株式会社、大町紡績株式会社、平田製綿株式会社、森林紡績株式会社、株式會社服部商店、株式會社近藤紡績所、帝國系織物株式会社、株式會社杉野紡績所、豊田紡績株式会社、豊田押切紡績株式会社、日本光綿紡績株式会社、愛知紡績株式会社、愛知織物株式会社、内外紡績株式会社、大府紡績株式会社、中央紡績株式会社、鷺津紡績株式会社、濱名紡績株式会社、三光紡績株式会社、聖橋紡績所、中村卓爾、鐘淵紡績株式会社、富士瓦斯紡績株式会社、日清紡績株式会社、東洋紡績工業株式会社、大東紡績株式会社、兩毛製織株式会社、足利紡績株式会社、日東紡績株式会社、旭紡績株式会社、帝國製糸株式会社、沼紡績株式会社、東邦紡績株式会社、西川紡績所、西川篤次郎、織田紡績所、織田

國産羊毛の購買制限に關する件

(昭和十四年四月二十四日) 商工省令第十九號

綿羊より本邦内に於て剪取したる羊毛(反毛及毛製品製造過程に於て、發したる屑毛を除く)は之を買受け(本令施行前に爲したる契約に依り受入るる場合を含む)若し移入し又は受託加工其の他何等の名義を以てするを問はず自己の所有に屬せざる羊毛を受入るることを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は其の限に在らず

附則
本令は昭和十四年四月二十七日より之を施行す

國産羊毛の購買制限に關する件施行に關する件

(一四調整第一八三號昭和十四年四月二十二日臨時物資調整局長通牒)

標記商標等は昭和十四年四月二十四日附を以て公布同年四月二十七日より施行せらるることと相成候處右は國産羊毛を民需用の消費に充つる爲購買することを原則として禁止し國産羊毛は總て之を軍に買上ぐる目的に出づるものなるを以て貴管下關係業者をして充分本

令の趣旨を理解せしめ苟も違反行為無からしむる様取計相成と共に綿羊飼育者に對しては本令施行前と雖も軍以外の者に羊毛を販賣するが如き行為を嚴に自肅せしむる様可然指導相成度尙本令に關しては左記各項御含の上取扱相成度依命此段及通牒候也

念申添候

記
一、綿羊組合、畜産組合又は縣農會等に於て軍に納入すべき羊毛を豫め取纏むる爲受入れんとするときは但書の規定に依り期間を指定し包括的に之を許可すること

二、前項の外特別の事情に依り許可を爲さんとするときは豫め當省と打合せこと

纖維工業設備に關する件施行に關する件

(一四調整第一七二號昭和十四年六月二十二日商工省通牒)

纖維工業設備に關する件は今般改正せらるると共に同令第二項の規定に依る設備は商工省告示第百三十六號を以て指定せられ來る六月十三日公布可相成害に有之候處之が取扱に付ては左記各項御含置の上可然措置相成度依命此段及候候也

記

- 一、企業者所有の設備にして倉庫等に設置しあるものを据付けんとする場合又は現に据付ある設備を他の自家工場に移轉せしむる場合は新設又は増設として取扱ふこと
- 二、省令中改造とは設備の動力化、カードの山敷の變更、リング精紡機のハイドラフト化、篋巾の變更、秤箱の變更、ドビー又はデヤカード取付、テンターの巾又は長の變更、其他生産能力に關係を有する變改を謂ひ、チェンデホキールの取換、紡糸口の取換、其他消耗又は破損部分の取替又は修繕等は之を改造として取り扱ふこと
- 三、省令中譲受け又は借受けは無償にて之を爲すものをも含むこと（家督相続に依り設備を繼承する場合は譲受けに該當せず）
- 四、同第六號の人造絹及同第七號のステープルファイバーとは纖維素又はカゼインを原料としたるものを謂ふこと
- 五、左の各號の一該當するものは許可することとし、然らざるものは原則として許可せざること

- (イ) 今般新に指定相成たる設備にして改正省令施行當日現に据付中の設備
- (ロ) 新設、増設、改造、譲受け又は借受けに關し臨時資金調整法第四條の規定に依り許可又は認可を受けたる設備
- (ハ) 輸出絹織物取締法施行規則第三十九條及同第四十八條の規定に依り商工大臣の許可を受けたる設備
- (ニ) 公立工業研究指導機關に於て國庫の補助を受けたる設備又は商工省工業研究獎勵金の交付を受けたる設備
- (ホ) 纖維供給調整協議會に登録したる設備を譲受けんとする場合
- (ヘ) 災害に依り損失せる設備を當該能力の範圍内に於て復舊する場合
- (ト) 輸出の振興又は製品の高級化等を計る爲生産能力の増大を來さざる程度に於て改造を爲さんとする場合
- (チ) 個人經營を法人組織に改むるが如く經營の實體に變更なく單に其の人格のみを變更する際に伴ひ設備を譲受けんとする場合

織織工業設備に關する件

(昭和十三年一月十一日) 商工省令第五條

- (改正昭和十四年商工省令第三十一號) 左の各號の一に該當する物品の製造又は加工を爲し又は爲さんとする者其の製造又は加工に使用する設備を新設し、増設し若は改造し又は之を譲受け若は借受けんとするときは地方長官の許可を受くべし
- 一 綿又は其の製品
- 二 羊毛（山羊毛及駱駝毛を含む）又は其の製品
- 三 兎毛又は其の製品
- 四 麻又は其の製品
- 五 絹又は其の製品（生糸を除く）
- 六 人造絹又は其の製品
- 七 ステープルファイバー又は其の製品
- 八 紙又は其の製品
- 九 セロファン又は其の製品
- 十 前各號に掲ぐる物品の故、屑又は糞糞前項の設備は商工大臣之を指定す

附 則
本令は昭和十三年二月十八日より之を施行す
附 則
本令は昭和十四年六月二十三日第三十一號
本令は昭和十四年七月一日より之を施行す
従前の規定に違反したる行為に付ては仍従前の例に依る

従前の規定に依り爲したる許可は之を本令に依り爲したるものと看做す

織織工業設備に關する件

第二項の規定に依る設備

指定に關する件

(昭和十四年六月二十三日) 商工省令第三十六號

織織工業設備に關する件第一項の規定に依る設備左の通指定し昭和十三年一月商工省令第三十二號は之を廢止す

- △洗毛機△ガーネット機△ラグマシン△廻切機△カード△ドレッシングフレーム△梳篦機△練條機△粗紡機△精紡機（ガラ紡系製造用精紡機を含む）△燃糸機△管巻機△整經機△織機△メリヤス機△レース機△組紐機△製網機△製網機△帽體成形機△毛燒機△起毛機△剪毛機△精練機△洗淨機△シルケット機△糊付機△縮絨機△脱水機△乾燥機△幅出機△カレンダ△蒸布機△擦染機△浸染機△酸化機△メリヤス解舒機△熱成槽△紡糸機△叩解機△抄取機△製膜機

織織製品製造制限規則

(昭和十四年九月五日) 商工省令第四十六號

織織工業關係

昭和十二年法律第九十一號（輸出入品等に關する臨時措置）に關する法律第一條の規定に依り織織製品製造制限規則左の通定む

第一條 別表甲號に掲ぐる織織製品は左に掲ぐる場合を除くの外之を製造することを得ず

- 一 商工大臣の指定したる種類の織織製品を製造するとき
 - 二 輸出品（關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同し）又は輸出品の原料若は材料として織織製品を製造するとき
 - 三 持別の事情に依り地方長官の許可を受け織織製品を製造するとき
- 第二條 別表乙號に掲ぐる織織製品（以下乙號織織製品と稱す）の製造を業とする者は纖維供給調整協議會の検査に合格したるものに非ざれば其の製造に係る乙號織織製品（本則施行前の製造に係るものを含む）を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を商工大臣の指定したる者以外の者に譲渡し若は賣入することを得ず但し持別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 前項の規定は輸出品又は輸出品の原料若は

材料として製造したる織織製品及前條第三號の規定に依り地方長官の許可を受け製造したる織織製品に付ては之を適用せず

第三條 纖維供給調整協議會は乙號織織製品に付検査の請求ありたるときは別に定むる検査標準に依り其の検査を爲し合格又は不合格を決定すべし

乙號織織製品の製造を業とする者以外の者と雖も纖維供給調整協議會に對し乙號織織製品に付検査の請求を爲すことを得

第四條 纖維供給調整協議會は検査合格品には別記様式第一號の印章を、検査不合格品には別記様式第二號の印章を押捺すべし

第五條 乙號織織製品の製造又は販賣を業とする者は正當の事由あるに非ざれば前條の規定に依り押捺したる印章を抹消し、除却し又は隠蔽する事を得ず

第六條 輸出品又は輸出品の原料若は材料として乙號織織製品を製造したる者は本邦關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲之を他の物品の原料若は材料に使用し又は販賣することを得ず但し持別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附 則

本則昭和十四年十月五日より之を施行す
別表

甲 號

ステープルファイバー織物(毛を重量割
合に於て一割以上含むものを除く)
ステープルファイバー莫大小地

乙 號

ステープルファイバー織物(毛を重量割
合に於て二割以上含むものを除く)
ステープルファイバー莫大小生地
ステープルファイバー莫大小靴下(ソク
レット及重足を除く)
綿莫大小靴下(別記様式略)

商工省令第四十七號

(昭和十四年九月五日)

毛織物製造制限規則中左の通改正す

(毛織物製造制限規則)を(毛織織機封緘規
則)に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

増 訂

▲法規集七十六頁三段目最後の「第四十
六條創立總會終結したるときは」の次
に左記増補

設立委員は其の事務を日本産金振興株
式會社社長に引渡すべし

第四十七條 本法施行の際日本産金振興
株式會社又は之に類似の名稱を以て商
號と爲す會社は本法施行後六月以内に
其の商號を變更することを要す

第三十六條の規定は前項の期間内之を
前項に掲ぐる者に適用せず

第四十八條 登録税法第六條第一項第十
一號中「又は燃料興業債券」を「燃料興
業債券又は産金振興債券」に改む

第四十九條 金資金特別會計法第四條中
「又は國債」を「國債、産金振興債券又
は總額二千五百萬圓を限り日本産金振
興株式會社株式」に改む

日本産金振興株式會社 は昭和十三年六
月十八日より之を施行す(昭和十三年六
月十七日勅令第四百十八號)

▲法規集八十三頁の一段目の最初「者又

は獎勵金の交付を受けたる者左の「前
に左記挿入
様式第三號に依る申請書を商工大臣に
提出すべし

第十五條 商工大臣必要ありと認むると
きは獎勵金交付の指令を受けたる者に
對し其の探礦作業又は會計に關し報告
を爲さしめ書類、帳簿又は探礦作業の
狀況の検査を爲すことあるべし

第十六條 獎勵金交付の指令を受けたる
▲同百六十二頁三段目の最後「第八條航
空機製造事業法第十五條第三」の次に
左の如く挿入

項の規定に依る陸軍の當該官吏は監督
官長並に陸軍航空本部所屬の監督官及
會計監督官とし其の身分を示す證票は
別記様式に依る

第九條 陸軍用航空機製造會社航空機製
造事業法第十七條第四項の規定に依り
裁定を受けんとするときは左の事項を
記載したる正副二通の申請書を陸軍大
臣に提出すべし

一 申請者及相手方の名稱

二 申請の目的及理由

陸軍大臣は前項の申請書を受理したる

ときは其の副本を相手方に送付す其の
送付を受けたる相手方は陸軍大臣の指
定する期間内に答辯書を陸軍大臣に差
出すべし

前項の期間内に答辯書を差出さざると
きは陸軍大臣は申請書のみ依りて裁
定することあるべし

第十條 陸軍用航空機製造會社より陸軍大
臣に提出すべき書類は關係監督官長又
は陸軍航空本部所屬の關係監督官を經
由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す
(別記様式略)

昭和十五年六月二十五日發行

定價

上製金參圓
普及版金貳圓

【昭和十五年產業年鑑】

不許複製

東京市京橋區築地三丁目八番地

編輯兼發行人 白井實

東京市芝區新橋五丁目二六番地

印刷人 小林繁次郎

東京市京橋區築地三丁目八番地

發行所 工業日日新聞社

電話京橋 二一五・二一六番

振替口座東京 八〇四八三番

大阪市北區高垣町二十二

名古屋支社 千種區花田町二丁目

札幌・仙臺・松本・京城・臺中・奉天

創立明治三十九年
資本金壹千萬圓

本店

大阪市北區梅田新道

關東營業所

東京市京橋區銀座八

關西營業所

(本店內)

取締役社長 廣瀨 鉞 太郎

專務取締役 小倉 誠 介

常務取締役 柴山 佳 四 郎

營業種類

火災保險
海上保險
運送保險
傷害保險
自動車保險
信用保險
航空保險

共同火災保險株式會社

支店 京都・橫濱・神戸・名古屋・仙臺

出張所 福岡・京城・新京・金澤

強^{よつ}い^に子^にす^る元^{んげ}氣^きの^い素^そ

明治キヤラメル



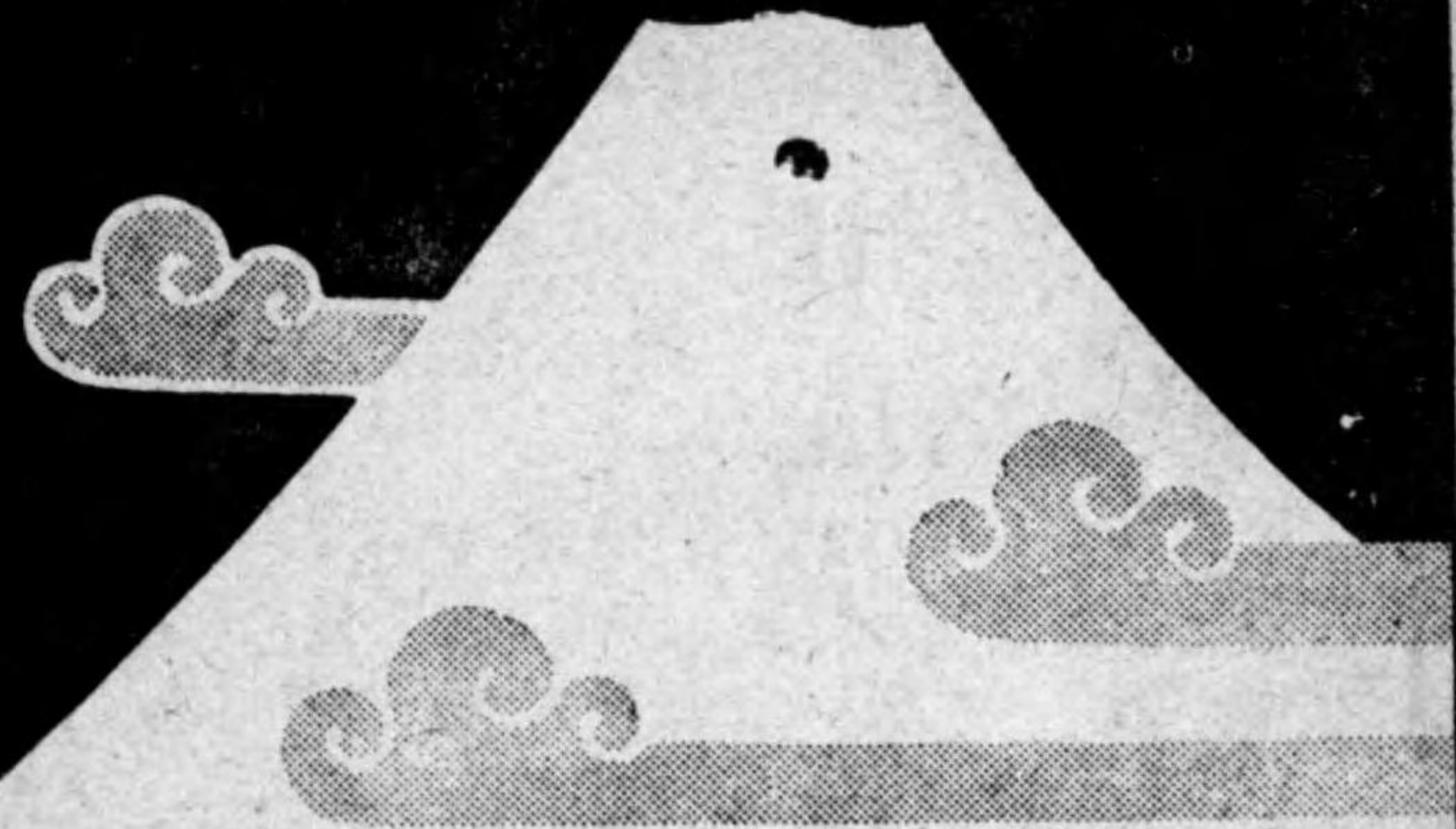
百^{ひゃく}點^{てん}賞^{しょう}附^つ
ど^{どの}の^の種^{しゅ}類^{るい}の^のキ^きヤ^やラ^らメ^めル^る
メ^めル^るに^にも^もあ^あり^りま^ます

明治製菓株式会社

廣……四三

奉^{ほう}祝^{しゆ}

紀^き元^{げん}二^に千^{せん}六^{ろく}百^{ひゃく}年^{ねん}



東京・日本橋

高島屋

(月曜休)

廣……四二

內國業務

諸預金・諸貸出金・送金爲替
諸取立・保護預・代理事務

外國業務

送金・各種信用狀の發行
輸入爲替の取扱・輸出爲替の買取
輸出入代金取立

本店 東京市日本橋區通一丁目



株式 第一百銀行

取締役頭取 關 根 善 作

支店 東京・八王子・横濱・川崎・名古屋
所在地 京都・大阪・神戸・岡山・山崎
水戸・徳山・鳥取・千葉・銚子

(其他全國樞要の地に支店出張所あり)

資本金壹億五千萬圓
諸積立金七千四百萬圓

東京市麴町區大手町一丁目六番地



株式 安田銀行

全國支店 百三十箇所

電話丸ノ内 (23)

代表 番號
三三三三
三四四四
三五五五
三九〇一
番番番番



株式會社

三井銀行

東京市日本橋區室町二丁目一番地

電話 日本橋 (24) 代表一、二二一 長一、二二〇
代表二、三〇一 長二、三〇五

支店所在地

内地	海外
池袋(東京)	大連
丸之内(東京)	横濱
目黒(東京)	神戶
新宿(東京)	大阪
小樽	京都
日本橋(東京)	名古屋
	大阪
	福岡
	若松(九州)
	上海
	倫敦
	スラバヤ(シヤド)
	ニューヨーク



株式會社

日本興業銀行

東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地

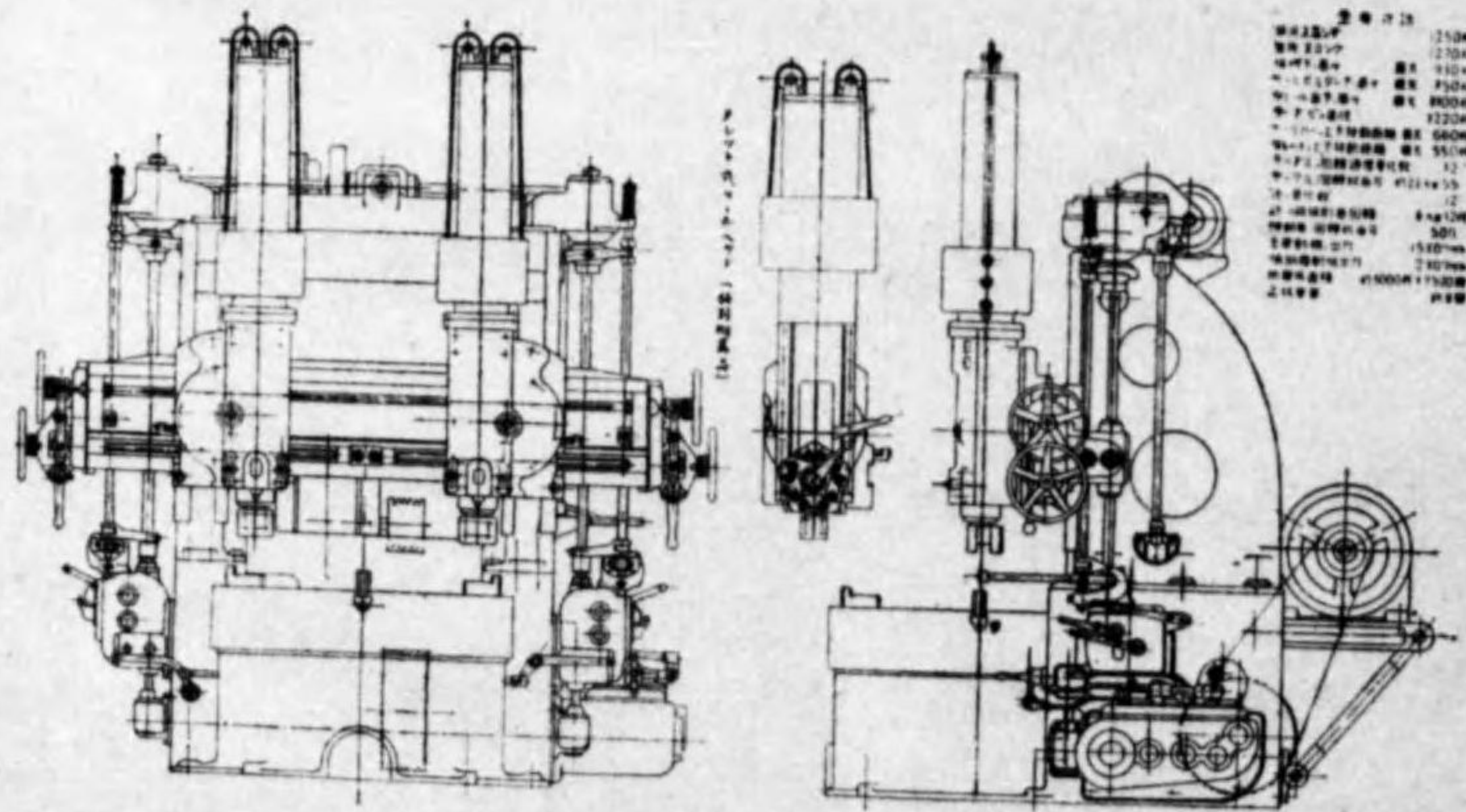
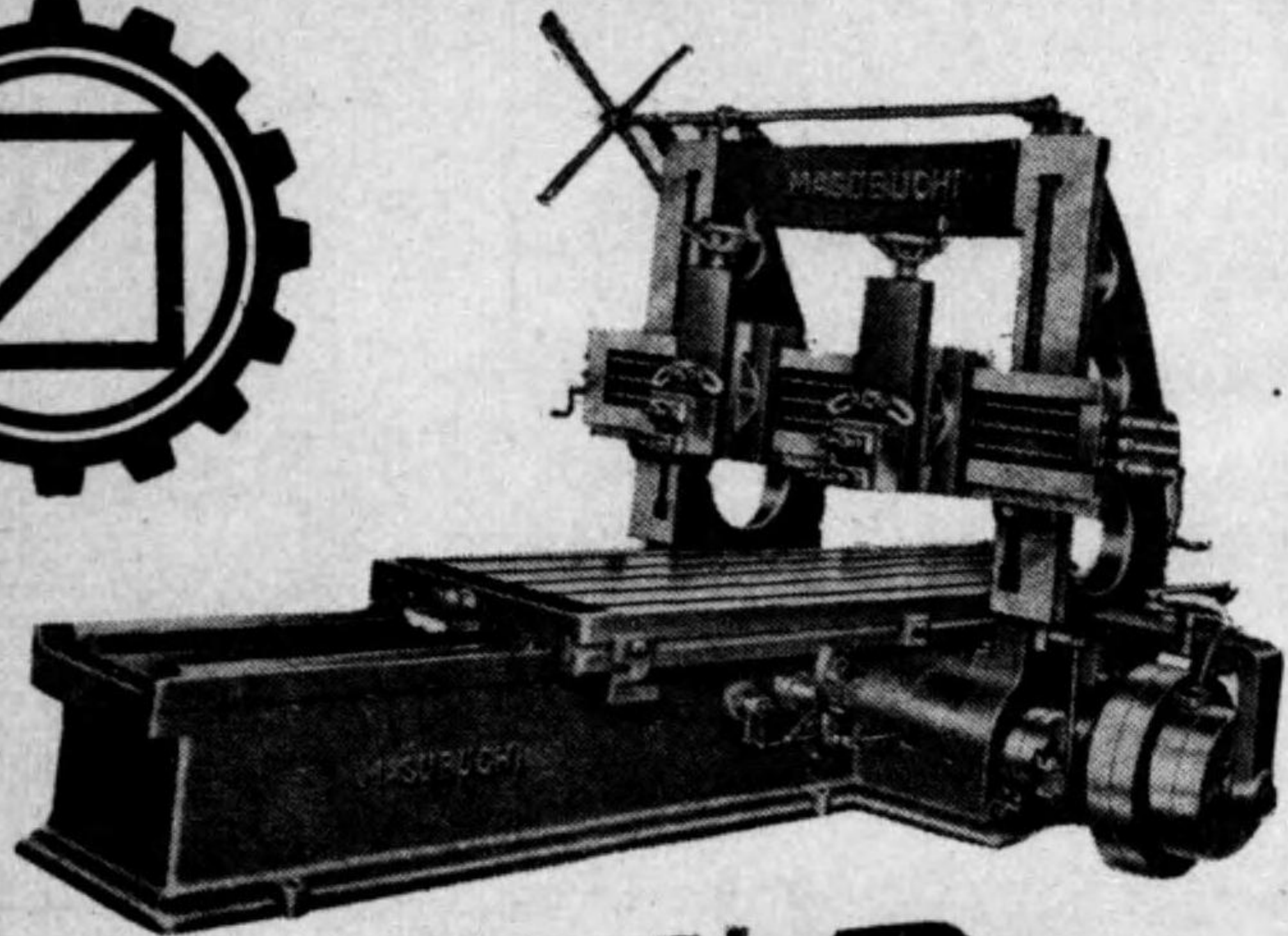
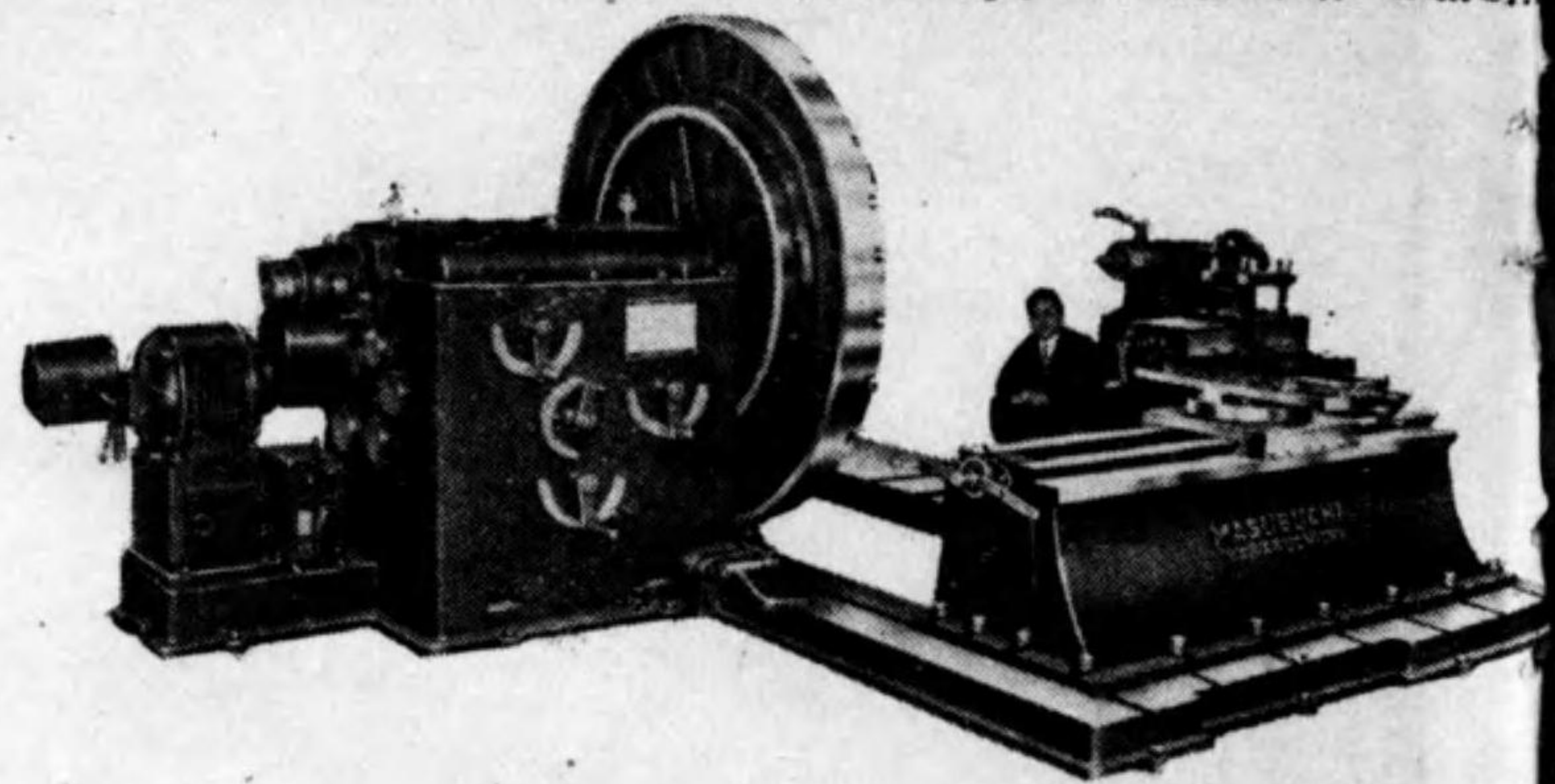
中小工業資金低利融通
各種財團擔保長期工業金融
普通銀行業務・地方債社債引受

電話丸ノ内(23) 三五〇
三六一(代表番號)

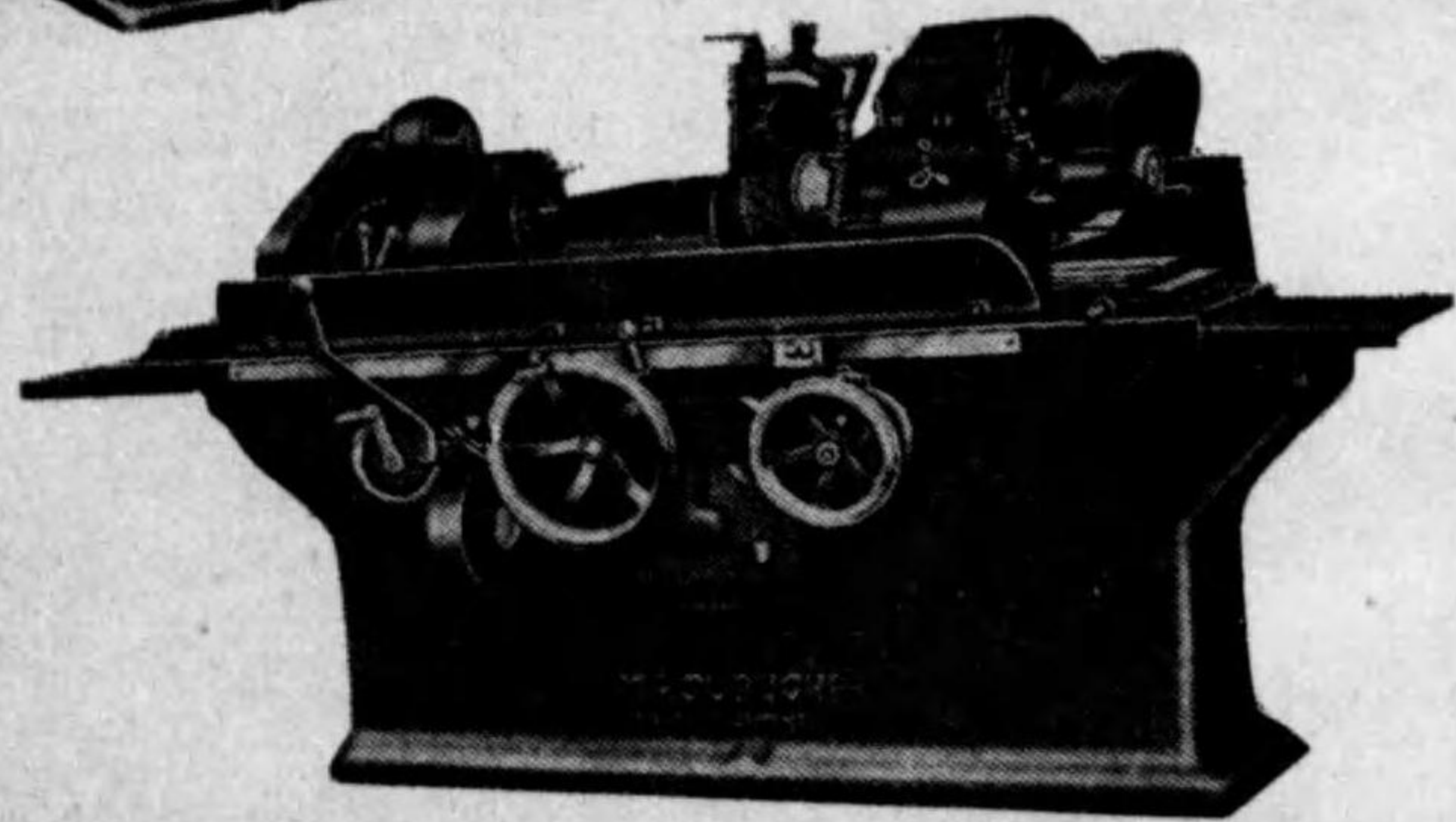
支店所在地

日本橋支店	日本橋區通二丁目
大阪支店	東區高麗橋五丁目
神戸支店	神戶區西區
大塚支店	大塚區
名古屋支店	名古屋市中區廣小路通六丁目
福岡支店	福岡市天神
福岡支店	福岡市
富山支店	富山市
廣島支店	廣島市中區
北支店	北支店
北海道支店	札幌市北三條西四丁目

各種高級工作機械



全長 2150mm
 最大回転 1270rpm
 最大切削量 100mm
 最大送り量 800mm
 最大回転速度 1200rpm
 最大送り速度 600mm
 最大切削速度 550mm
 最大送り速度 12
 最大送り速度 12
 最大送り速度 300
 最大送り速度 1500mm
 最大送り速度 1500mm
 最大送り速度 1500mm
 最大送り速度 1500mm



株式會社 增潤鐵工所

川口市榮町一丁目四五番地 第二工場 川口市金山町二〇九番地
 電話 川口二六八二番 電話 川口二一六八番

鐘淵紡績株式會社

本社 東京市向島區隅田町

營業部 神戸市林田區御崎町



日産火災海上保險株式會社

自動車保險は日本で一番信用ある日産火災海上保險が安全だ！

地方營業所	
北海道	札幌小樽
大阪府	京都府
福岡県	下関
新潟県	各其地
仙臺	横濱
神戶	名古屋
京	北

本社 東京市麹町區丸ノ内二丁目一八番地

取會	取專	取請	同
鮎川	伊吹	神谷	小平
義介	震別	浪平	文吉
取會	取專	取請	同
田中	田村	二神	山田
榮八郎	啓三	敬吉	原亮
監查	同	同	同
役	役	役	役
下河邊	島本	德三	郎

I/SQ22



終